

第30期東京都青少年問題協議会

第6回専門部会

平成27年6月11日（木）

午後 4 時58分開会

○野村青少年課長 お待たせいたしました。

少しお時間が早いのですけれども、おそろいですので、ただいまから「東京都青少年問題協議会第6回専門部会」を開催させていただきます。

本日は、ご多忙の中、専門部会にご出席くださり、まことにありがとうございます。

本日、阿部先生と近藤先生からは欠席のご連絡をいただいております。また井利先生、坪井先生からは少し遅れられる旨のご連絡をいただいております。

審議の前に、本日の資料をお配りしてございますので、資料のご確認をお願いいたします。

A4の1枚に次第がございまして、次第の下が本日の資料となっております。

本日はともにA4で資料1として2枚もの、さらに冊子のような形の資料2を置かせていただきました。いずれもステープラどめでございます。

不足はございませんでしょうか。

本日は、特別会議室での会議となります。ご発言の際は、前にございますボタンを押していただきますと、マイクが音を拾うようになります。ご発言終了後は、再度ボタンを押していただきますと、スイッチが切れるようになっておりますので、よろしくをお願いいたします。

さらに、本日は9名の方から傍聴の申し出をいただいております。既に、ほぼ入っていただいておりますので、ご報告いたします。

また、2社の報道関係者の方から取材の申し込みが来ておりまして、こちらにいらっしゃっておられます。

それでは、今後の進行につきましては、古賀専門部会長へお願いしたいと存じます。

よろしくをお願いいたします。

○古賀部会長 それでは、改めまして、皆様よろしくをお願いいたします。

まず、報道関係の取材の方々につきましては、会議の傍聴については差し支えございませんけれども、充実した議論とするために、カメラ、ムービー、スチール等といったものにつきましてはここまでとさせていただきますので、よろしくご協力をお願いしたいと思います。

(報道関係者退室)

○古賀部会長 それでは、次第の2に入りたいと思います。

前回の会議の最後に、仁藤委員の発言を受けまして、本専門部会の公開の件を含む運営に

ついて、部会長である私のほうから、事務局に対しまして、東京都における他の審議会のこうした扱いを踏まえた対応をまとめていただきたい旨の依頼をさせていただきました。

私のほうでその内容を確認させていただきまして、これを部会のルールにしたいということで、事務局経由で各委員の皆様事前に送付させていただいたところでございます。

これにつきましては、仁藤委員のほうからご意見をいただきましたけれども、ほかの委員の方々からは特段ご意見をいただくことはございませんでした。

総意といたしましては、ご賛同いただいたものと考えております。

したがって、今後は、今回の資料1のとおり、今後の会議の運営を進めていくことにしたいと思っております。

もうちょっとご説明しますので。

審議会の公開のあり方は、会議室の広さとか設備等の制約を受けるということは、これは物理的にやむを得ない範囲の制約ではないかと考えております。

また、議事録については、速記者等の録音が完全でない点や、私ども発言者も人間ということで、思い違いとか、言い違いもありますため、本来、意図したことと多少異なる趣旨にとられるおそれのある発言を修整するということが必要な場合もあるのではないかと考えております。

このため、通常、どの審議会においても、事前に各委員に発言内容の確認をしていただいた上で、ホームページなどで公開するという手続がとられております。初めから不特定多数の傍聴者等がいる公開討論会などと若干性格が異なるものと考えております。

ただ、この点につきましては、現状では会議の開催から議事録公開にかなり長時間を要しております。この点の実態がありますので、いろいろな事情はあるのですけれども、できるだけ事務局にもご努力願いたいと思っております。

また、この審議会は、諮問事項について、実質的な議論を話し合うために設置されておりますので、議論の内容によっては、非公開とする場合もあるのではないかと思います。

このため、資料につきましても、議論の素材として必要であることから、会議の場に提供するものの個人情報が含まれておりましたり、あるいはまだ公表できる段階にないような資料については、終了後に回収する場合もあり得ると考えております。

いずれもより実質的な議論をするために必要なルールであるをご承知おきいただきたいと思っております。

以上が、部会の運営を任されております部会長としての私の全体的な考えでございます。

これについて、何か委員の皆さんからご意見があれば、お出しいただければと思いますが、いかがでしょうか。

どうぞ。

○仁藤委員 この案を最初にいただいたときに、私だけにこの案をいただいたと思うのですけれども、それに対して私は5点都のほうにおかしいのではないかとということで指摘をして、回答いただいたのですけれども、まだ、2点回答いただけて納得ができないところがあると、あとメールでは数日前に委員の皆さんにもこの件について、当日、この新しいルールを決議したいので、意見があればということだったのですけれども、皆さんがそれに対してメールを送らなかったということがそれに対する賛成の意味かどうかというのはわからないと思うので、ほかの先生方のご意見もお聞きして、この内容に問題がないかということを議論させていただきたいのですけれども。

まず、私が、今、2つまだちょっと問題があるなと思っているのは、東京都のほうにはお伝えしているのですけれども、まず、1つ目に議事録の公開について、傍聴不可とした回の開催については、議事録の確定前の専門委員による会議の内容の発信を制限するのであれば、現行では2カ月以上かかっているというか、今は一番最新で出ているものが、まだ2月の会議のもので3、4、5回分の会議のものは出ていないわけですが、少なくとも、私は会議開催後、2週間以内に短縮すべきだと思っています。

それが難しいのであれば、これは明文化すべきではないと思いますし、これを決めるとしても、議事録の確定のスケジュールについても、いつまでにやるのかということをはっきりと示す必要があると思っています。

なぜなら、今、結局、3、4、5回目の会議の議事録がまだ出ていないわけですが、欠席された先生や傍聴を希望する方々も、次の会議が開催する前にこの内容を確認できるようにしたほうがいいと思うので、いつまでにやるのか、それを私は、私宛ての東京都からの文書では、1カ月以内ということに努力をしたいみたいな文章がありましたけれども、そういう曖昧なことではなくて、何日以内にやりますということをはっきり決めてもらいたいと思います。

あともう一つが、傍聴に当たっての注意事項ということで、この専門部会での写真撮影や録音、録画及び会議中の会議の内容に係る電子メールやSNSでの発信は禁止ということなので

すが、この会議の内容については、これでは同時発信を禁じるのか、開催時間外においても禁じるのが明確ではないと思うのですね。私は公開である以上、よほど会議の妨げになるようなことでなければ、こういう発信は認めてもいいのではないかというような考えではあるのですが、なぜなら個人情報保護とか、これも東京都にはお伝えしているのですけれども、SNSでも公表されてはまずい内容を扱うというときは、そのつど非公開の決議をすればいいことだと思うのですね。

それでも、同時中継のようなことを禁じるとしても、その傍聴者が会議の時間外において、ほかのSNSなどで発信するということを禁止しないということをこの文書で保障しないと、解釈によっては、そういうことも禁止するようにとられてしまう可能性があると思うので、そのあたりははっきりしたほうがいいのではないかとこの2点を思っています。

○古賀部会長 事務局のほうから議事録についてはいかがですか。

議事録作成の期間の問題ですね。

○野村青少年課長 議事録につきましては、実情を申しますと、まず、速記、今、速記が入っていますけれども、速記の会社のほうから当日の文字原稿、文字にしたものが上がってくるまでに5営業日要しております、そこに1週間は必ずかかるという実態がございます。

それから、ご出席いただきました先生方にお送りをし、それを確認いただいて、お戻しいただいて、その必要な修整を加えた後に手続をとってアップしていくという形になるのですが、もちろんこちらの事務をどれだけ早くしたとしても、そのあたり、必ずある程度かかってくる時間というものがございます。

先生方ももちろん大変ご協力いただいておりますけれども、お忙しい中にご確認をお願いしておりますので、その意味で、なかなか2週間というのは難しいということで、仁藤先生には事前に1カ月をめどということでお話しをしております。

そこは、そういう形でももちろん努めるということになりますけれども、そこを期限は切らずに努めるという形でこちらの方針といいますか、事務の努力を申し上げるということでご了承いただければと考えております。

○古賀部会長 どうぞ。

○仁藤委員 それがなぜ1カ月という期間を要するのか、具体的にスケジュールを明確に出していただきたいということをメールでお伝えしたのですけれども、それについては1カ月程度という根拠になるようなことがないので。

せめて私は、次回の会議の開催の一週間前までには議事録は公開すべきだと思っているのです。

○野村青少年課長 次回の会議という、少なくとも、今回、30期が始まりましてからは、必ずしも定期的に例えば1カ月に1回等という形で進んでおりませんでしたので、必ず1週間前にはということで、例えばそれはお答えするのがなかなか難しいところではありますけれども、そのように努力するというところではお許しいただければと思っております。

○仁藤委員 でも、それだと実質的には、例えば、今は2月までの分しか公開されていないわけですが、4カ月間、この会議の内容について、誰かに話したり、書くことができないというようなことになってしまいますので、ちょっとそれはおかしいのではないかと思いますので、1カ月以内に公開できなかったなら、その先の発信はどうか、そういうちゃんといつまでにやるのかという、都の責任を明確にしてもらいたいと思うのですけれども、それはできないということなのですかね。その理由をちゃんと説明してもらいたいというのと、1カ月かかるということのスケジュールをちゃんと出してもらいたいということをやったのです。

○古賀部会長 よろしいでしょうか。

1カ月というのは、いろいろな要素があるのではないかと思います。

もちろん、議事録をつくるという作成の時間もかかるのが当然、1週間とか2週間とかという期間がかかりますでしょうし、それから、各先生方に見ていただくという、私も幾つか審議会に出させていただいておりますけれども、やはり、一定の期間を置いて見ていただくということしかできないものですから、私も見ていて、1月はかかると思うわけなのです。

ですから、これは私の印象ですけれども、その具体的な細かなスケジュールということはないかなかなか難しいのではないかと。ただ、そういう時間を必要とするということではないかと。

ですから、努力していただいて、できるだけ早くしていただく努力をこれからも続けていただきたいと思いますと思っております。

○仁藤委員 印象や努力ということではなくて、ちゃんといつまでにやるのかということをはっきりさせないと、結局なぜではこれに4カ月、今、かかっているのですか。

4カ月前のものが出ていないわけですが、そういうことがわからないまま都民に情報が開示されず、この会議が進んでいくということにすごく危機感を持っていますし、努力するのであれば、2週間で議事録が出てきて、さらに1週間で東京都の方が確認して、私た

ちが1週間で確認すれば、最低でも3、4週間ではできると思うのですけれども、そういうスケジュールをつくるというようなことはないのですか。

○古賀部会長 では、私から。

そういった努力をするということしか、今、それは言えないのではないかと思うのですね。

つまり、もちろんできるだけ迅速にすると。しかし、だからと言って不正確なものは出せないという現実があると思います。

ですから、非常に最短の時間はどこかというようなことを仮に聞いてもなかなか難しい。

前に出ていない分については、今、努力して早くしてくださいということは、私のほうからも重ねてお願いしておりますので。

○仁藤委員 でしたら、次回までになぜ遅れてしまったのかということをはっきり説明していただきたいのですけれども、1カ月程度ということなのに、これは何で4カ月もかかって放置されているのか、議事録がいつまでも公開されないということは、会議の透明性も全然保障されていないということだと思うので、そのあたりの説明はちゃんとしていただきたいと思いますし、私だけではなくて、ほかの委員の方の意見もぜひお聞きできればと思います。

○古賀部会長 はい。

○仁藤委員 あともう一つの傍聴者の方の会議時間外の発信についても、ちゃんとお答えをいただきたいと思っています。

○古賀部会長 どうぞ。

○川村委員 事前にメールをしなかったから賛意を示したとは限らないと私は思っています。少なくとも自分のこととしてはそうです。つまり、この案はかなりぎりぎりにいただいたものでしたし、今日議論すると思っていましたので、事前には何も申し上げませんでした、この中でちょっと疑問と思うところを私自身は持っております。

仁藤さんの今の発言にもかかわるのですが、ただ、私は議事録が早く出たからといって、その前に発信していいかどうかはちょっと別問題だと思っていて、仮に1カ月以内に議事録が公開されたとしても、この5項の(3)ですね。「専門委員は、議事録の確定前に会議の内容について、公開しない」と言っている、この公開しないというのは、どの程度のことを言っているのでしょうかというものを、まず、ご質問したいと思います。

○野村青少年課長 どの程度というのは、どの程度詳細に。

○川村委員 つまり、一言一句反訳文を委員が出すということは現実問題あり得ないわけでは

から、この日にどんなテーマでこんな雰囲気の議論がされました程度のことを、SNS等を使って発信することも一切いけないのかどうか、内容について公開しないという趣旨をご説明ください。

○野村青少年課長 この部分は、先ほどからちょっと議論になっている議事録の公開を一部例えば当日の議論において、若干の不足部分等があった場合に、そのような内容から先に出てしまうということとの整合性を図っている部分ですので、そのようなことにかからない程度の大ざっぱな内容であれば別に、例えばこういうテーマでしたというようなことまで縛るといようなものではないとは承知しております。

○古賀部会長 よろしいですか。

まず、議事録のスケジューリングについての話が先ほど出ていましたけれども、これについてはよろしいですか。川村先生、そちらではなくて公開のあり方なのでしょうか。

○川村委員 議事録については、それは早いほうがいいとは思いますが、1カ月程度というところが現実的には仕方がないのかと、それはこちらの委員の側のチェックの時間がある程度必要というところもあるでしょうから、1カ月以内と決めても実際に遅れることもあり得るということで、1カ月程度という決め方もあり得るのかなと思います。ただ、仁藤さんがおっしゃるとおり、従前のものが何カ月も出ていないというのは、先ほどのスケジュールの説明からすると、ちょっと説明にはなっていないと思いますので、それは今後は1カ月程度を目途にということで、それはそれで、私はそのあたりは了解しますが、1カ月以内に出たとしても、一切内容を発信してはいけないということはいかがかだと思います。今のご説明で、一言一句言い間違いとかも含めて、他人が発信してしまうと困るといようなことはあるかと思いますが、その発言の趣旨を正しく理解した上で、こんな議論がされましたという程度の発信であればいいということであれば、これまで委員の中では発信しておられる方もいると思いますし、それが特に問題がある内容だったというのは私は目にしていませんので、従前どおりの良識的な各委員による判断で、これまでどおりやっていけばいいのではないかと、そういう限りにおいての今回のルールであるのであれば、特に異論はありません。

○古賀部会長 いかがでしょうか。

まず、スケジューリングについては、今、ご理解いただいた旨のお話をいただきました。

それから、先ほどありました非公開といっても、いわゆる大きな趣旨とか、そういったも

のまで非公開ということではなくて、あくまでここで議論が未確定なものですとか、その内容についてということになれば、その部分を全部というのは非常に厳しいと思いますけれども、そうでないところについては「良識の範囲内」でということによろしいのではないかとお話がありましたが、いかがでしょうか。

もしよろしければ、このような運営の方針で進めさせていただきたいと思います。

ほかの協議会、審議会も、基本的には同じような方向性だと思っておりますので、その点も踏まえて、ぜひご協力いただきたいと思います。

よろしく願いいたします。

どうぞ。

○仁藤委員 私も今のご説明のとおりということで、都の方が納得していただけるのであれば、その議事録や情報発信については了解できるのですけれども、あともう一点、傍聴者の方がこれだとすごく曖昧な表現なのですけれども、専門部会での会議中のみの実況中継のような発信は禁止としているということで理解が合っているのかということだけ東京都のほうに確認をさせていただきたいと思います。

○古賀部会長 どうぞ。

○野村青少年課長 会議中のみということでございます。

○古賀部会長 ということで、いろいろな会議で、現在、同時発信というのは非常に大きな問題になっておりまして、ガイドライン等を設置する協議会、学会も存在するようになっておりますので、その点はぜひ注意いただきたいと思います。

それから、今のような形で全体を運営してまいりますので、ぜひ良識ある対応をお願いしたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

では、加藤先生、長年、青少協に携わっておられますから、今のようなご議論、いかがお考えか。

○加藤副会長 今まで実は、運営そのものが問題になったのは、今回が私の知る限り初めてなのです。皆様のご意見を伺いながら、1つ、基本的なことで、青少年問題協議会と都民あるいは我々委員と東京都というのが、捉え方として潜在的な敵対関係にあるという捉え方をした上で運営の仕方を決めていくのと、要するに潜在的な味方として捉えていく運営の仕方では、かなり違ってくると思うのです。そこら辺、私の意識の中では、東京都と我々委員とが、潜在的な敵対関係にあるのではなくて、むしろ味方にあると。東京都青少年問題協

議会というのは、そもそも東京都民のためにあるものであって、これは敵対関係にあるのではなくて、味方なのですね。

それで、これをどういう形で捉えるかによって、運営委員会のあり方、規則というのがかなり違って来る。もし、潜在的な敵対関係にあるとすると、これはかなり厳格にやらなければいけない。

だけれども、そうではなくて、潜在的な味方関係にあるのだと捉えれば、それは、今、古賀専門部会長がおっしゃったように、良識の範囲でという、この良識とは何だという話になってしまいますから、非常に曖昧なところが出てくるのですが、それはその場、その場でやっていただく。恐らく、今まで正直な話、会議の運営そのものが問題になったことはないですし、私も古賀専門部会長と同じようにたくさんの審議会に出ているわけではないですけども、運営そのものが問題になるということはなかったですね。

ですから、むしろ私はお願いしたいのは、お互いに味方という関係で議論をしたいなど。味方だから意見が一致するわけではなくて、これは大きな。つまり、味方というのは、議論の内容が同じになるということでは全くなくて、敵対するのだけれども、それは理論的、理屈の上で敵対しているけれども、感情的にはお互いに味方同士という、その意識がないと、恐らくこれから非常に大変だと思うのですね。

そこら辺で、恐らく、今の案でそのままということになると、これはもちろんそういう前提で議論すると、運営の仕方、潜在的な敵対関係にあると思えば、とてもこの運営は無理ですね。

というのは、もっともっと厳格にしなければいけないわけです。

そこら辺のところをちょっと古賀部会長にお願いしたいのは、今後の運営がいろいろ議論していくときに、そこら辺が大前提になるわけで、そこら辺、多少、ちょっと議論するのはどうかと思いますけれども、仁藤委員、どうですか。私の考えは。

○仁藤委員 私は別に東京都を敵対視しているとか、怒っているというより、運営のあり方に、実質傍聴可と言いつつも、実質傍聴させないような仕組みがあったので。

○加藤副会長 それはよくないですね。

○仁藤委員 それに対しては言っていますし、むしろ都民を信じないようなルールを一方向的に決めて押しつけようとしてきたというように感じる部分もありまして。

○加藤副会長 それはもちろんよくないですね。

○仁藤委員 むしろ、委員や都民の方々に対するそういう恐れみたいなものは東京都の側にあるのだと思っています。

○加藤副会長 ああなるほどね。

○仁藤委員 私は別にそれに対して何かそういう敵意を持っているとかというわけではなくて。

○加藤副会長 持っていないと思っています。

そんなにこやかな顔をして敵とは思っていません。

○仁藤委員 はい。ですが何か、こうやって、委員の方の了承を得ずに、メールがなかったの
で、このルールは決まりましたみたいなことというのは、すごく何というのだろう、民意がないような、民主主義的なやり方ではないと思うので、それに対しては私はそういうやり方はやめようよということを思っています。

○古賀部会長 ということで、では、皆さん方からいろいろなご意見をいただきましたし、また、加藤先生のご見識のあるご発言もいただきましたので、ぜひ、この運営の案を踏まえて、このルールにのっとして、計画案のほうの審議へ進めていきたいと思っておりますので、ご協力をよろしくお願ひしたいと思っております。

ということで、私、それほどたくさん審議会には出ておりませんので、その点だけは訂正させていただきますが、ぜひいい議論をこの後していただければと思います。

それでは、次第の3のほうに移らせていただきたいと思います。

東京都「子供・若者計画」の（案）についてということで、お手元に皆さんからご検討いただきました案を出させていただいております。

もうお目通しいただいているのかと思っております。この案そのものは、今年の夏ぐらいを目途に策定の予定ということで、かなり時間も限られてきているかと思っております。

もちろん、ここに示されている案をさらに内容を充実させていくということが必要であるということは間違いないのですが、同時にある程度早い段階で計画を出すことで、区市町村を含めた現場に取り組みを広げていけるようにしていきたいということがございます。

ですから、今日はぜひ忌憚のないご意見をいただきたいと思いますと思っております。

また、私自身も内閣府で子ども・若者ビジョンの点検の作業に加わってまいりましたけれども、やはり、子若法化のこういう計画というものは、実際に施策に移って、取り組みがなされては初めて価値があるということもございます。

ですから、今日のご議論でさらに一層市区町村が取り組めるような、そういう流れがつい

ていけばいいかと思っておりますし、また、専門部会のほうでも、ここで現場のニーズという点点を皆さん方からまたご指摘いただいて、この計画をさらに充実したものにしていけると、非常に違和感なく、この施策に取り組んでいけるのではないかと思います。

そういったことで、ぜひ今日は具体的な部分でご意見をいただければと思っております。

それでは、ちょっと長い前振りになりましたけれども、事務局のほうからご説明をお願いしたいと思います。

よろしくお願ひいたします。

○野村青少年課長 事務局では、前回専門部会までのご意見を踏まえまして、古賀専門部会長とご相談しながら資料2のとおり案を取りまとめております。

お配りしております資料2に、別途卓上に置かせていただいておりますこの表のようなものというか、施策一覧ですけれども、施策一覧のイメージでございますが、この資料2の案に、この施策一覧を織り込みまして、さらにデータと資料を整えたものが最終的な計画となる予定で作業を進めております。

なお、こちらにイメージとして1枚置かせていただきました施策一覧につきましては、第5章の該当箇所にそれぞれ織り込まれていくこととなっております。

今後、本日はこれからこの案につきまして、ご説明をしてみたいと思いますが、その前に、今後のこの策定に向けた大まかなスケジュールというようなものを、まずちょっと初めになりますが、確認させていただければと存じます。

本日、専門部会でこの計画（案）というものをご説明いたしますと、同時並行で、今、作業しておりますのが、この案に盛り込まれる予定となっております個別の施策につきまして、都庁内の関係各局と調整を進めております。

また、本文中の記載につきましても、引き続き、来月中を予定しておりますパブリックコメントに向けまして、計画案の完成度を高めるよう、作業を進めております。

それで、そのような作業を経まして、完成しましたものを、この専門部会としまして、その次のステップである拡大専門部会のほうにパブリックコメントに付する案としてご報告いただくと。その総会においてこの専門部会が設置されまして、ここで実質的な議論をする場と設置されることは決まったという経緯がございまして、この専門部会として案をご支持いただいて、次のステップであります拡大専門部会に乗せていただくという方向になっております。

拡大専門部会といいますのは、総会のメンバー全員、知事を除く総会のメンバー全員の出席を求めるものでございまして、今月末から来月初旬の中で、日程調整をさせていただきたいと考えております。

拡大専門部会には、パブリックコメントにかける予定の案ということで、付する案としてご報告させていただくのですが、そこでご了承いただきましたら、来月中にパブリックコメントに付しまして、さらに必要な修整を行いまして、8月の総会において答申の形で計画を策定させていただくという予定で考えております。

なお、現時点におきまして、拡大専門部会の前の専門部会としましては、現時点で日程が置かれているのは本日が最後となっておりますのですが、本日のご議論をいただきまして、案が取りまとまりましたら、先生方にお時間をいただいて、まだ少し個別にということになりますけれども、ご説明に回らせていただくというようなことで、現時点では事務局としては考えております。

それでは、本日なのですけれども、本日のご説明は、まず、資料2につきまして、一通り全体の構成をご説明させていただきます。

その後、休憩を挟みまして、後半は基本方針のⅡといいます施策の内容部分ですけれども、区市町村に、基本方針Ⅱにつきまして、さらに少し詳細にご説明をしたいと思いますが、その趣旨としまして、区市町村に設置を促していきますその子供・若者支援地域協議会の支援対象というものをより限定していくというか、それを明確にしていきたいという趣旨で基本方針のⅡについてご説明し、ご審議いただきたいと考えております。

それでは、まず、資料2の「東京都子供・若者計画案」につきまして、概要をご説明いたします。

○稲葉青少年対策担当部長 それでは、お手元の資料2に基づきまして、私のほうからご説明をさせていただきますので、資料2をご用意いただけますでしょうか。

資料2のほうの表面には、子供・若者計画の全体の構成（案）が載っております。

資料を1枚めくっていただきますと、表紙（案）でございますので、その次のページをめくっていただきますと、下のほうにページが付してございますので、ページをご覧いただきながら見ていただきたいと思います。

まず、「第1章 計画の策定にあたって」ということで、このあたりにつきましては、前回の専門部会においても、先生方に見ていただきましたが、第1が策定の趣旨ということで、

東京都では、長期ビジョンを策定いたしまして、子供たちが健やかに育ち、全ての人が活躍できる社会の実現を目指すということで取り組んでおります。

子供・若者というのは、次代の社会の担い手でございます、将来の東京の発展の礎をなすものであるということで考えております。

これまでも、子供・若者の育成に関しましては、さまざまな分野が絡みますので、福祉・教育・労働、各分野の施策において、いろいろな取組を行ってきたところでございます。

しかしながら、子供・若者を取り巻く環境というのは、次代の急速な変化とともに、非常に厳しさを増しまして、さまざまな困難や新たな課題に対応できない、そういった子供・若者が増えているのも実情でございます。

こうした状況を踏まえて、都の子供・若者育成支援策の一層の推進を図るためにこの計画を策定するというのが策定の趣旨でございます。

2番に「計画の位置づけ」がございますが、本計画につきましては、子供・若者育成支援推進法第9条に基づきます都道府県の子供・若者計画として策定をいたします。

右側の上のほうに、図がございますけれども、東京都の長期ビジョン、これと整合を図りながら、これまでに既に策定をされておりますさまざまな分野の計画、「東京都社会的養護推進計画」から、「男女平等参画のための東京都行動計画」までさまざまな計画がございますが、これ及びここには載っておりませんが、さまざまな小さいこの下のプラン等もございますので、そのあたり、全ての中からこの子供・若者に関する部分がある意味抜き出しまして、取りまとめて一覧化すると。それによって、子供・若者育成支援の枠組みづくりを推進するというのが、この計画の1つの目的となっております。

また、この計画の名称を見ていただいてもわかりますように、福祉、教育、雇用など、関連分野における施策、これを総合的に行うことが必要になりますが、対象といたしましては、乳幼児期からポスト青年期までの切れ目のない支援の構築というものを目指していきたいと。

都におけるこのまずは「子ども・若者育成支援施策」、各局それぞれが取り組んでいるものを一覧として現状の取組状況を示しますとともに、さまざまな困難を有する子供・若者を地域で支援するためのネットワークづくりを推進していきたいというのがこの計画の目的でございます。

その際、既存のこの支援の仕組みによって対応していくことが望ましい、そういうものについては、もちろん既存の施策の充実で対応することになるかと思っておりますけれども、現時点

において、なかなか支援体制が十分ではない課題については、本計画に基づく支援のネットワークの対象とするなどして、さらに充実していくことがふさわしいのではないかと考えております。

次のページの「3 計画の対象」でございますが、この計画は先ほども申しましたように、子若法に基づくものですので、この子若法、子若ビジョンを勘案して策定するものということで、対象となる子供・若者というのは乳幼児期から基本的には青年期、おおむね30歳未満の者が対象ですが、施策によっては40歳未満までのポスト青年期の方まで対象とした計画として策定をいたします。

計画期間は、27年度から31年度までの5年間となっております。

4ページをお開きいただけますでしょうか。

「第2章、計画の『理念』・『基本方針』」となっております。計画の理念につきましては、基本的には「子ども・若者ビジョン」を踏まえまして、全ての太字で書いてあるところですが、「全ての子供・若者が、青年期に社会的自立を果たすことができるよう、その成長を社会全体で応援すること」を計画の理念として設定しております。

また、「社会的自立」ということの意味でございますが、下の方の太線で、「社会との関わりの中で自尊感情や自己肯定感を育み、自立した個人としての自己を確立し、社会に適応するのみならず、自らの力で未来の社会をよりよいものに変えていく力を身に付けた青年」ということで、このあたりも子若ビジョンの考え方を引いて同じように考えております。

2番目に、「基本方針」でございますが、基本方針については、3本の柱を設定しております。

まず、1点目は、「全ての子供・若者の健やかな成長と社会的自立を支援」ということになっております。

2番目が、「社会的自立に困難を有する子供・若者やその家族への支援」。

3点目が、「子供・若者の健やかな成長を社会全体で支えるための環境整備」となっております。

これらの施策は各局の施策の中にも十分入っているものでございますが、施策推進の視点として、前回の専門部会でご議論いただきましたことを3つの視点にまとめてございます。

5ページになりますが、視点の1が「一人一人の子供・若者の最善の利益を尊重する視点」ということで書かせていただいております。

この前も意見が出ましたが、子供・若者を育成の対象として捉えるのではなくて、社会を構成する主体として考えて、最大限尊重しながらやっていくことが重要であるというまとめ方をさせていただいております。

視点2でございますが、「子供・若者の社会的自立を発達段階に応じて支援する視点」ということで、子供・若者がそれぞれ発達段階に応じて、家庭であるとか、学校、職場、地域社会のとのかかわりの中で成長・発達していくということを踏まえて、それぞれのライフサイクルを見通しながら発達段階ごとに必要となる支援を充実していくというような視点でございます。

視点の3番目、「子供・若者の状況に応じた総合的な支援に社会全体で重層的に取り組む視点」ということですが、もちろん子供・若者の育成対象としてではなく、自分で生きていけるようにということで支援をするわけですが、その中で、やはり、そうは言っても、環境的な整備というのは必要だということで、子供・若者を社会全体で支えていこうというような視点が重要ということでございます。

6ページの「子ども・若者ビジョン」、これは国のほうのものを参考としてこちらに表記してございます。

ただ、実際にこの編纂をいたしますときには、資料編ということで、後ろにいこうかと思っておりますが、今のご議論の参考のためにこちらに置かせていただいております。

7ページの「発達段階ごとの課題」ということで、こちらは先ほどの視点の中にも入っておりますので、発達段階ごとの課題をまとめたところでございます。

子供たちの発達には段階がございますので、社会的自立に向けた基礎となります生きる力、これを乳幼児期から青年期に至るまで、それぞれの発達段階に応じて、継続的に培われていくものですので、そのあたりのことを発達段階ごとの状態像と課題ということでまとめさせていただきます。

このあたりは、家庭教育の考え方とか、徳育の考え方のあたりの文部科学省の報告書の参考資料等を参照しながら、こちらのほうでまとめさせていただきます。

また、一部教育庁の生涯学習審議会の内容などもとらせていただいて、まとめたものでございます。

内容につきましては、それぞれの期のところで発達段階に応じた状態像と課題を示しておりますので、後ほどご覧いただければと思います。

9 ページ、「5 子供・若者の成長に関わる家庭・学校・地域・社会の役割と連携」で
ございます。

3 番目の視点に、社会全体で支えていくというのがございましたが、人間というのは、基本的
に他者や社会とのかかわりの中で生きていく存在であるということで、いろいろな今の
厳しい状況を踏まえて、若者の成長というのは、子供にかかわるこうした主体がそれぞれの
特性を生かしながら、相互に連携・協力して支援していくことが必要であるということ
でまとめさせていただいております。

それぞれ（1）として9 ページには「家庭の役割」、10 ページ（2）として「学校の役割」、
（3）として「地域・社会の役割」ということでまとめさせていただいております。

このあたりは、教育ビジョンの、現在、出ておりますのは三次になりますが、一次のあた
りに記載をされているところを参照しながらまとめさせていただいております。

12 ページをお開きください。

「第3章 東京の子供・若者の現状と課題」ということになっております。

こちらには、現在は項目しか入っておりませんが、子若計画を策定するに当たりましての
子供・若者の現状と課題がわかるようなデータをこちらのほうに記載をしたいと考えており
ます。

人口、健康、成育環境、社会的自立、安全と問題行動、生活行動の、現在、6 項目を置か
せていただいておりますが、このあたりについては、東京の子供・若者の現状がグラフであ
るとか、表であるとかでわかりやすくお示しできればと思っております。

13 ページ、「第4章 計画の体系」でございしますが、こちらは先ほどの3つの基本方針に
つきまして、全体的な計画の体系を示したものでございます。

黒に白抜きで字のところは、基本方針の柱の3つになっておりまして、それぞれの下のと
ころに、2項目から4項目の項目を立てさせていただいております。

まず、こちらのほうで、これ以降のところの全体の説明をさせていただきますと、まず、
I 番の1の「社会的自立に向けた『基礎』の形成」、このあたりは教育ビジョン、学校での
取組を中心に書かせていただいております。

2 番の「変化の激しい時代を生き抜き、社会に貢献できる力の養成」、このあたりも教育
ビジョンでございしますが、年齢的には少し上になると思います。

3 番目の「社会的自立を支援」、このあたりからは教育ビジョンのキャリア教育プラス職

業能力開発計画等の中からの記載でございます。

4番目の「学びの機会の確保」ということで、経済的支援も、全ての意欲のある子供に学びの機会を確保するということで、経済的支援を含めての記載でございます。

II番目の「社会的自立に困難を有する子供・若者やその家族への支援」ということで、こちらについては、後ほどちょっと休憩を挟んだ後に詳細についてはご説明いたしますが、全体の項目としまして、まず、1が「個別の課題ごとの取組」ということで、いじめから始まりまして、それから不登校、発達障害、ニート、フリーター対策、ひきこもり対策、非行・犯罪に陥った子供への支援ということで、個別項目を書かせていただきまして、最後の特に配慮が必要な子供・若者への支援という中には、後ほど後ろでご覧いただきますが、外国人等、ひとり親家庭に育つ子供、それから難病等の子供・若者、この辺のあたりの支援について書かせていただいております。

それから、2番目の「被害防止と保護」の中では、児童虐待防止対策、社会的養護体制の充実、若年者の自殺対策、子供・若者の福祉を害する犯罪対策等ということになっております。

こちらの個別項目ですが、もちろん各局の施策にそれぞれかかわるところであり、いじめ、それから不登校、中途退学あたりは教育庁が中心となるところでございます。

また、発達障害のある子供・若者への支援は、教育庁それから福祉的なかわりということで、福祉保健局、ニート、フリーター対策は、就労を支援するという部分に関して、産業労働局などが対象になります。

また、国のほうではございますが、ハローワークの取組なども参照させていただいております。

また、ひきこもり対策は当本部でも対応しておりますが、いろいろなところで相互に課題になる問題だと思っております。

犯罪、非行に陥った子供・若者への支援ということでは、犯罪の立ち直り支援ということで当本部でもかかわるところでございますが、そのほかに、いろいろな意味での子供の非行の相談ということでは、福祉保健局とか、いろいろな局でも対応している問題でございますので、それぞれの局でかかわる課題かと思っております。

下の方の児童虐待防止対策と社会的養護、自殺対策、このあたりは福祉保健局に直接の所管がございます。

また、子供・若者の福祉を害する犯罪対策ということでは、警視庁等が所管になってくるかと思います。

Ⅲ番目の基本方針の柱であります社会全体で支えるための環境整備の部分ですが、1つ目が先ほど見ていただいたように、家庭、学校、それから地域社会の役割というものがありましたので、それに沿う形で項目立てをしております。

1番が「家庭の養育力・教育力の向上」。この辺のあたりは、保育サービスの充実であるとか、家庭教育への支援ということで、そのあたりの関係局の施策を中心にまとめてございます。

2番目の「家庭・地域と一体となった学校の活性化」ということで、このあたりは開かれた学校づくりであるとか、それから放課後の居場所づくりなどを通じて、子供・若者と地域とのかかわり、子供・若者を学校と地域で一緒に育てていこうというあたりの施策を書かせていただいております。

最後の「子供・若者の育成環境の整備」というところにおきましては、3項目ありますが、地域における子供の安全対策、このあたりで当本部にもかかわります安全・安心条例、それから、社会環境の健全化の推進ということで、健全育成条例関係の私どもの取り組み、それから地域で推進する「こころの東京革命」ということで、「こころの東京革命」だけではございませんけれども、機運醸成的な取組も必要であろうということで書かせていただいております。

それでは、次ページ以降が、これらの体系に基づきまして、それぞれのところを書いております。

先ほど、野村のほうからも紹介がございましたが、14ページをちょっとご覧いただきますと、ここから第5章ということで、「子供・若者育成施策の具体的な展開」ということで、基本方針の下に、今、項目立てをしましたところに沿って、1から順番に書いてございますが、この部分は、ある意味要約版的なイメージを持っていただきまして、この後に、この記載の中に入っております具体的な施策、これが各局の所管している施策としてこの後に、ちょっとそのすぐ隣に置くのがいいのか、後ろにまとめて参照していただくのがいいのかという編纂の問題がありますけれども、つくような形でのイメージで考えていただければと思います。

今、具体的施策の内容につきましては、各局にチェックをお願いしておりますので、本日

はこの要約版のところでご説明をさせていただきます。

まず、最初のこの「社会的自立に向けた『基礎』の形成」ということで、全ての子供・若者の健やかな成長と自立を支援するというテーマの中でのことですので、基本的には、このあたりは学校の中で取り組んでいくところ。その中でも、今は全ての子供たちがいわゆるできないことをそのままにしないという形での学校での教育の取組がありますので、そのあたりをご紹介します。

もちろん、教育行政はいろいろやっているのですけれども、この子若的な視点でまとめさせていただいているというところがございます。

1番の「確かな学力の育成」というところで、小中学校においても習熟度別の指導であるとか、反復学習、このあたりでできないこと、わからないことをそのままにしない学習を徹底する中で、確かな学力の育成に取り組んでいるということがございます。

また、高等学校教育の充実というところで、能力や適性、興味、関心、3つ目の丸になりますけれども、進路希望等に応じて学ぶことができるよう、多様なタイプの都立高校を開設していると。いわゆる普通科だけではなく、専門高校的なもの、それからそのほかにも、例えば進路に重点を置いた学校であるとか、それから特色ある取組をする学校、そういうものを設置しておりますと。今後、この一覧表などもつくる予定でございます。

また、複線型ものづくり人材育成ルートということで、いわゆる社会の産業ニーズに応じたカリキュラムを実施して、早い段階からそういう人材を育てていくようなルートもありますということをご紹介します。

また、学び直しの支援ということで、小中学校時代や、高校で十分な基礎力を身に付けられなかったり、あるいは十分に力を発揮することができなかった児童生徒の学び直しを支援するためのチャレンジスクールであるとか、エンカレッジスクール、ここには直接書いておりませんが、公立夜間中学の取り組みなどを右側といいますか、具体的な施策として一覧表に載せる予定でございます。

「豊かな人間性の育成」の2番のところでは、豊かな人間性を育むためには、人間関係力、これが大事だということで、教育庁のほうで取り組んでおりますコミュニケーション能力の向上、それから道徳教育、人権教育、このあたりの取り組みを施策一覧に掲載する予定でございます。

3番目の「健やかな心と体をつくる」ということで、このあたりにつきましては、小中高

の中でも、体力の向上に関すること。それから、今後、予定をされておりますオリンピックに関して、どのような形で教育の中で取り組んでいるかというあたりを掲載することになるかと思っております。

恐れ入りますが、1枚おめくりいただきまして、16ページは、「変化の激しい時代を生き抜き、社会に貢献できる力の養成」ということで、このあたりになりますと、少し年齢的にも上がってきて、基本的には高校生ぐらいをターゲットにしまして書かせていただいておりますので、東京都教育ビジョンに合わせまして、都立高校改革推進計画のあたりからも施策を記載してございます。

そういう意味では、情報化社会の進展や経済、社会のグローバル化というものを踏まえまして、時代の変化に対応できる力の養成という、1番の中ではグローバル人材の育成であるとか、それから次世代のリーダーとなる人材の育成、科学技術をリードする人材を輩出というあたりについて、取組を記載する予定でございます。

2番目の「社会貢献の精神の育成」ということで、社会に貢献して、社会の形成者となれる人材ということはこの計画のところの目標に掲げておりますので、そのあたりを踏まえて、学校で行っている取組として、社会的な環境問題、それから防災活動などを実践的に教育をしながら、人材育成に取り組んでいるあたりを拾いたいと思っております。

3番目の「健康・安全に生活できる力を養う」ということで、このあたりは都立学校における健康づくり推進プランであるとか、それから安全教育プログラムなどに沿いまして、健康教育という面で、知識としてきちんと身につけておくべき思春期の子供の心の健康づくり、感染症予防、その他の取り組みについて、記載をさせていただきます。

4番目が社会貢献、社会参加の意欲を育む多様な交流機会の確保ということで、体験、経験から学ぶこういった精神とか力についての記載をしていく予定でございます。

次のページをおめくりいただきまして、18ページは「社会的自立を支援」ということで、産業・就業構造が大きく変化する中で、雇用形態が多様化・流動化しているという状況を踏まえ、非正規雇用などの問題がございますので、そこで社会的自立をきちんと果たせるように、どのように子供・若者を育成・支援しているかというあたりの取り組みを書かせていただくことになっております。

1番の「就業能力・意欲の習得の促進」ということでは、教育ビジョン、高校改革推進計画のあたりから、キャリア教育であるとか、それから就労観、職業観に関連する力を育てる

教育のあたりを記載させていただいております。

2番目の「能力開発・職業訓練等の充実」ということで、このあたりについては、職業能力開発計画などから、公共的な職業訓練、それから工業高校と連携した技能検定の受験の促進などの取組を記載しております。

3番目の「様々な就業支援」ということでは、若者と企業のマッチングの機会の確保であるとか、新規学卒者が未就業のままにならないようなきめ細かい就業就職支援、このあたりについて記載をする予定でございます。

また、就職支援のワンストップ窓口などをしごとセンターに設置しているというご紹介もあわせてしていく予定でございます。

4番目が「社会人として必要となる法的知識の付与」ということで、学校でも行っている消費者教育、それからサイバー犯罪に将来遭わないための、あるいは現在、遭わないためのそういう注意喚起を含めた教育、DVを初めとする犯罪被害を防止するための施策であるとか、正しい知識を持って社会に出ていくための教育のあたりを触れております。

それでは、1枚おめくりいただきまして、20ページには「学びの機会の確保」ということになっております。

ここのリード文の3行目になりますが、「学ぶ意欲のある全ての子供・若者に対して、学習の機会が確保されていることが重要」ということで、幼児教育の無償化に向けた取り組みのあたりから、就学支援のための経済的な支援、就学奨励給付金の制度であるとか、それから特別支援学校の就学奨励費、そのほかに高校生を対象とした育英資金の貸付、大学生になれば、奨学金制度などのご紹介をする予定でございます。

それでは、次の22ページをお開きください。

こちらのほうが「社会的自立に困難を有する子供・若者やその家族への支援」となっております。

後ほど、詳細については、また別途ご説明をいたしますが、それぞれの発達段階に応じて、さまざまな困難がある中で、生じてきやすいもの、もちろん社会的に困難を有する子供・若者の状況というのはたくさんあるかと思いますが、発達障害、虐待、いじめ、不登校・中途退学、ひきこもり、非行、ニート、フリーター、このあたりに焦点を当てて、この計画では取り上げさせていただきたいというものでございます。

次ページ以降は個別項目になりまして、1番目が「いじめ・暴力行為」ということで、学

校でのいじめ対策、これにつきましては「取組」のところに書かせていただきましたが、昨年6月に「東京都いじめ防止対策推進条例」の制定というのがございまして、公立学校・私立学校を対象とします「東京都いじめ防止対策推進基本方針」が策定をされております。

また、都の教育委員会では、公立学校を対象とした「いじめ総合対策」を策定し、都内全ての学校におきましては「学校いじめ防止基本方針」を策定した上で、「未然防止」「早期発見」「早期対応」「重大事態への対処」の4つの段階に応じて、防止対策に取り組んでいるという状況でございます。

次ページにそれを図にしたものがございまして、今、図が入っているのはこちらだけでございますけれども、それぞれの課題について、少し支援のネットワークの仕組みなども含めた形で図を入れさせていただきたいと考えております。

この辺のあたりは、今、各局と調整をしております。

2番目、25ページが「不登校・中途退学」でございます。

こちらの「不登校・中途退学」の課題につきましては、現在、教育庁のほうで不登校・中途退学対策の検討委員会が立ち上がっております。

こちらの検討は、夏までには終了いたしませんので、まだ途中の取組にはなりますが、現在、取り組んでいること、課題と考えていることあたりを少し充実する形で記載をしたいと考えております。

次のページ、26ページが「発達障害のある子供・若者への支援」ということになっております。

発達障害につきましては、つい最近、「発達障害者支援ハンドブック」が福祉保健局のほうから出ております。

そういう意味では、そのあたりも踏まえながら、教育における配慮とか支援、それ等を含めて福祉的なかわりといいますか、小さいころから早期発見して、早期対応していくことの重要性とか、それから全てのライフステージにわたって、支援が必要な部分もありますので、そのあたりについてもあわせて少し記載を充実したいと思っております。

次に、27ページになりますが、「若年無業者（ニート）、フリーター対策」ということになります。

このあたりにつきましては、もう既に就職氷河期と言われたこともかなり過去の時代になりましたが、まだなかなかそこから始まりましたいろいろな意味での雇用・就業構造の変化

に対応できなかった問題がそのままになっております。

この辺のあたりは若者の意識というものを変えていかなくてはいけない部分と、就労したいのに、なかなか正規雇用には就けない方々、この方々についての支援策というものをニート、フリーター対策ということで記載をしたいと思っております。

この辺のあたりは、就労対策が中心の記載になるかと思っております。

次に、28ページでございますが「ひきこもり対策」ということで、仕事や学校に行かずに、かつ家族以外の方との交流をほとんどせずに、6カ月以上続けてひきこもっている状態、こういう状態を「ひきこもり」と呼んでおりますが、ちょっと古いデータにはなりますが、厚生労働省のデータとしては、平成18年当時、約26万世帯、内閣府の資料としては、ひきこもりの人として69.6万人、これは22年の全国データでございます。

このひきこもり対策につきましては、子供から成人までの広い年齢層に生じる社会現象の1つをあらわす用語ということで、この背景にある問題は決して単一のものではないというところで、支援のあり方についても、幅広い支援が必要であろうというところで記載をしていく予定でございます。

このあたりも、図の中で支援のネットワークの状況などを差し示したいと思っております。

6番目の「非行・犯罪に陥った子供・若者への支援」ということで、少年犯罪、少年非行等が全体としては減少傾向にあります。触法少年の数が増えている、あるいは非行の低年齢化が懸念されるなどの課題もございます。

また、再犯率が増加傾向にあるということなどに着目して、まずは非行に陥らない防止対策が必要でございますけれども、非行に陥ってしまった後の少年の立ち直り、青年の立ち直りというあたりに、ここを地域でどう受け入れて支えていくかというあたりを記載したいと思っております。

次に、30ページでございますが、「特に配慮が必要な子供・若者への支援」ということで、今、学校でのいろいろな配慮を中心に、外国人等、2番目はひとり親家庭に育つ子供への支援、こちらはひとり親家庭の親への支援も含むことになるかと思っておりますが、記載を予定しております。

(3)が32ページになりますが「難病等」ということで、慢性的な疾病にかかっていることによって、長期にわたり療養している児童。こちらについては、病院内の分教室的なところでの院内学級の話なども少し追加して記載したいと思っております。

(4)が「性同一性障害等」ということで、ごく最近、文科省のほうから学校に対する配慮についての通知が出ておりますので、このあたりについても記載をしております。

以上の困難を抱える子供のところにつきましては、項目としては、子若ビジョンの項目を引きながら記載をしております。

次に、34ページ「被害防止と保護」でございますが、まず、1点目が「児童虐待防止対策」ということで、この専門部会におきましても、関係の委員の方からご紹介がございましたが、児童虐待防止対策について、まず1点目。

それから、その後の社会的養護が必要な子供たちということを踏まえまして、36ページのほうは2点目として「社会的養護体制の充実」ということで記載をさせていただいております。

社会的養護体制の充実の中では、そもそも社会的養護が必要な子供・若者の困難性ととともに、その自立とその後のアフターケア的なところについても、少し記載が必要かと思っております。

37ページは、若年者の自殺対策ということで、都内の自殺者数というのは、大体、近年2,500から3,000弱ぐらいで推移をしておりますが、東京都の自殺による死亡率は全国平均よりも高い上に、30歳代以下の自殺者が全体の約3割を占めているという状況がございます。

また、年代別には、10代、20代、30代の死因のトップが自殺ということもありまして、自殺対策におきましても、若年者対策というのは非常に重要な課題になっております。そのあたりのことを記載したいと思っております。

次に、38ページ、4番ですが、「子供・若者の福祉を害する犯罪対策等」ということで、児童ポルノ犯罪被害に遭った子供・若者と犯罪被害者の支援という2項目で書かせていただいております。

39ページ、「子供・若者の健やかな成長を社会全体で支えるための環境整備」ということにつきましては、まさにこの項目どおりに尽きるのですが、1点目として「家庭の養育力・教育力の向上」ということで、「子育て支援の充実」それから「家庭教育への支援」ということで、このあたりは既に子供・子育て総合計画の中で、かなり詳細な取組が策定されておりますのと、それから教育庁のほうの取り組みについて触れたいかと思っております。

おめぐりいただきまして、41ページ、「家庭・地域と一体となった学校の活性化」ということで、「開かれた学校づくり」「放課後の居場所づくり」「地域における多様な活動の場

の提供」ということで、このあたりは学校が地域に開かれていくことによって、地域も一緒に子供たちの育成を支え、全体としてコミュニティーの再生にも寄与するような学校の役割などというところに少し触れていきたいかと思っております。

43ページ、「子供・若者の育成環境の整備」ということで、これは項目どおりでございますが、子どもの安全対策ということで、子供が犯罪被害に遭わないようなまちづくり、それから社会環境の健全化の推進ということで、インターネット有害情報対策、それから子供が性犯罪や児童ポルノの被害に遭わないような対策等について触れてまいります。

最後の「こころの東京革命」の推進のところは、まだ項目が入っておりませんが、全体の環境整備というところに入れる予定でございます。

それでは、最後に、今のが計画の体系の全体図なのですが、45ページをご覧くださいませでしょうか。

「第6章 推進体制等の整備」ということで記載がございます。

この計画に掲げました理念を実現しまして、全ての若者が希望を持っていきいきと活躍できる社会を築いていくためには、今、いろいろなところで示させていただきましたが、まさに都の各局が行っておりますさまざまな施策、また矯正・更生保護に関しましては、法務省の行っている施策も含めまして、さまざまな分野で取り組んでいる施策を総合的に推進していくことが欠かせないということでございます。

そのため、これまで実施してきた子供・若者育成支援にかかわるさまざまな分野の施策をより効果的に実施するために、私ども東京都としては、全ての関係部局がこれまで以上に連携・協力を密にして取り組んでいかなければならないということが求められると考えております。

また、困難を抱える子供・若者の背景、これが多様化、複雑化、困難化していることを踏まえまして、都や区市町村だけでなく、家庭、地域のさまざまな関係団体が連携・協力して対応していくことが重要と考えております。

下の1番目ですが「都における計画の推進体制」ということで、こちらの青少協を初めとしまして、各関係会議等の一覧ということで、（1）が子供・若者対策会議、2番目が青少年問題協議会、3番目が青少年健全育成審議会、そして子供・若者支援協議会、このあたりは子供・若者の施策推進のための会議体であると認識しております。

5番目が区市町村、民間団体との連携ということで、やはり支援というのは住民に身近な

区市町村との連携の中で推進していかなければならないということで記載をさせていただいております。

そして、最後のページになりますが、「社会全体で取り組むための啓発」ということで、困難を抱える子供・若者を社会全体で支援していくことの重要性、これを普及啓発していくことも非常に重要だと考えております。

2番目としまして「区市町村の役割」というものを掲げさせていただいております。

「地域の実情に応じた子供・若者支援施策の着実な推進」をするためには、地域における取組が非常に大事ということで書かせていただいております。

そのため、まず、都としてこの子供・若者計画を策定させていただきまして、その後、区市町村にも同じように子供・若者計画を策定していただき、また、下に図が載っておりますが、区市町村の子供・若者支援地域協議会、これの設置を進めていくために、働きかけていきたいと考えております。

以上が、ちょっと長くなりましたが、計画の全体像でございます。

よろしく願いいたします。

○古賀部会長 どうもご説明ありがとうございました。

見ていただいておわかりのとおり、極めて包括的、総合的ということで、ありとあらゆる施策がこの中にかかわっていくのではないかとと思われるかと思えます。

恐らく、イメージという形で1枚つけていただいているように、各部局の施策がご承諾いただければ、後に資料としてつけていかれていくのではないかとと思われるので、非常に部局横断的な作業になっていくと考えております。

今のご説明を聞いていただいておわかりのとおり、もともと内閣府がこのビジョンをつくる时候にも、相互の関係性をきちんとしようということでこれをつくっていったという経緯があります。

ですから、1つ1つの項目というよりは、その相互の関連というところに目を向けて見ていただきたいなと思えます。

特に、今回、ポイントとして「社会的自立」という言葉が1つのキーワードになっていまして、子供が何らかの自分なりの達成のゴールを考えていくということ。

それから、ここでは「発達段階」という言葉でとらえているのですが、いわゆる「縦の支援」といいますか、「切れ目のない支援」ということをもう一つのポイントに置いているか

と思います。

それから、先ほど、いろいろな困難な子供たちの例もありましたが、多様な選択肢を認める、ある種「ダイバーシティ」を認めていくような施策の流れというものも想定しているということになっています。

このような点を頭に置いていただきながら、見ていただければと思いますが、正直申しまして、これだけ広いと、まだまだいろいろ足りないぞとご意見が出てしまうかと思いますが、ここはどうしてもというようなところから、まず、このところはちょっと入れておかないといけないのではないかという点からご意見をいただければと思いますので、どうぞ自由に。

○山本委員 済みません。今回、この専門部会の中で、大きな議論となっていた貧困の問題というのは、今回、こちらのほうにどう盛り込まれているのかというのが見えない。貧困という文言がないというのと、今回、あれだけ議論したのがどうここに反映されているのかというのが1点疑問であるので教えてください。

○古賀部会長 いかがでしょうか。

○稲葉青少年対策担当部長 子供の貧困につきましては、阿部先生、今日ご欠席でございますけれども、プレゼンもしていただいたところでございます。

基本的に、今、各関係局の取組の中でも、子供の貧困という形で、個別の施策の中に入っている部分がございます。

そういう意味では、先ほど、学びの機会の確保のところで見えていただいた子供の学習のための支援であるとか、それからひとり親家庭の子供への学習支援とか、それから生活困窮者自立支援制度ができましたので、その中でも同じような学習支援という形で、この貧困を連鎖させないための子供へのいろいろな支援という形ではあるのですが、銘打った形での所管というところがないものですから、施策を寄せてきたところでも、個別に子供の貧困対策として項目を立てることは難しいかと。ただ。個別施策の中ではやっている部分はきちんと掲げて、対応するような取組はあるというのが、今の到達段階なのかと考えております。

○山本委員 ありがとうございます。

それで、先ほど古賀先生もおっしゃっていましたが、このプランというのが、やはり包括的なということが特徴だということ、個別の中には入っているのだけれども、全体として見えないというのが問題だと話し合ってきたので、視点の部分なのか、巻頭のところでの

何か、「世界一の福祉先進都市・東京」とプランとして銘打って出ているものもあるので。

だから、そういった面で、やはり全然貧困の問題に個別では触れているのだけれども、全体として触れていないというのがちょっと不十分な気がするのですけれども、それに何か文言やご視点の中ですか、そういったところでは取り上げる予定とか、取り上げられる可能性というのはあるのでしょうか。

○古賀部会長 いかがでしょうか。

1点は、第3章のところで、少し東京の現状と課題のところでは、データがあれば出していただけないかということはお話したのですけれども、ただ、なかなか難しいですね。

これをもって貧困状態だということを、直接指し示すようなデータというものは難しいものですから、何かないかということで、今、探していただくようにお話ししてあります。

○山本委員 ありがとうございます。

○古賀部会長 ただ、今のお話はもう少しさらに進んで、施策上の方向性としてということかと思いますが、いかがでしょうか。

○山本委員 一言もやはり反映されていないというのが、全てのことの背景にやはり貧困、経済的な孤立ということも書いてあるのですけれども、ひとり親だけの問題ではないというのも、この間からここで議論されていることなので、その経済的支援の状況で、その生活保護世帯数ですとか、相対的な貧困率とか、先ほど古賀先生がおっしゃったとおり、データで盛り込んで、やはり課題としてこういったことが東京都にあるということを実況と課題のところでもこの中に盛り込まれるようなところが、環境なのか、どこなのかというのはちょっとあれなのですけれども、環境のところなのか、社会的自立なのかというのはあるのですけれども、せっかくこれだけ時間をかけて議論をしているところなので、どこかに反映していただければと思います。

○古賀部会長 いかがでしょうか。

その点はよろしいでしょうか。

○稲葉青少年対策担当部長 まだちょっと生活困窮者自立支援制度との調整というのがとれておりませんので、本来、この支援のネットワークも内閣府のほうから通知が出ていまして、そこと十分に、要は区市町村の福祉事務所設置市の事務でもございますので、そことの連携というのは1つ大きな課題なのですが、いかんせん、少し前に通知が来たところで、まだ調整を十分するには至っていないので、生活困窮者自立支援制度自体のご紹介も、今のこの計

画の中にまだ載っていないのですが、項目としてはどこかに立てたいとは思っております。

○古賀部会長 政府のほうも、法制化を進めているものが結構あったり、先ほどの不登校などのほうもそうなのですけれども、ホームスクーリングを認めよみたいな動きもございますけれども、ちょっとこのスピードがこちらが先になるわけにもいかないところがありまして、少しすり合わせているということかと思えます。

ただ、今のような形でご検討いただいているということでもよろしいですか。山本委員。

○山本委員 はい。

○古賀部会長 ほかにいかがでしょう。

どうぞ。

○仁藤委員 今、お話にあった20ページの関係で、ちょっと1つ気になる場所があったので、細かいのですけれども、20ページの「学びの機会の確保」というところに、学びの意欲のある全ての子供・若者に対してと書いてあって、2番のところにも意欲のあるという言葉があえて入っているのですけれども、一見大人の目には意欲が見えない状態になっている子たちに対しても、私は全ての子が教育の機会というのは保障されるべきだと思うので、あえてこれを入れる必要があるのかというものを思いました。

2点目の高校生に関するところでしたら、「進学を希望する全ての生徒が」というように変えるなどして、本人の意欲があるかどうか次第だみたいな捉われ方はしないといいなというのと、あともう一つ、言葉の書き方の問題なのですけれども、次の22ページのところの4番に「自らの将来を真剣に考えることを放棄したり、目の前の楽しさだけを追い求め、将来展望を持たずにいる若者」という表記がありまして、これは本当に放棄だったりとか、あと「目の前の楽しさだけを追い求め、将来展望を持たずにいる」ということは文章が繋がらないと思いますし、ちょっと若者への偏見が入っているのではないかというので、こういう本人に原因があるような自己責任論と捉えられるようなワードというものは消したほうがいいのではないかと思います。

○稲葉青少年対策担当部長 表現については、再度、精査をさせていただきますが、ちょっと詳細に読んでいただかなかった発達段階ごとの課題や何かのあたりに関連するものとしてまとめた上でのこちらの記載にはなっているのですけれども、ちょっと再度、前段のほうと確認をしながら文言は調整をしたいと思います。

○古賀部会長 よろしいでしょうか。

少し文言の整理はしていただいて。

どうぞ。

○加藤副会長 今回の学びの意欲のある全ての、そこら辺はすごく大切な問題だとは思いますが、けれども、というのは、例えばニートの問題は出ていますよね。そうすると、ニートの問題で、やはり問題になるのは、要するに職業がないというよりも、働く意欲そのものがない、だから、働く意欲がない人をどうやって働く意欲を持たせるかということが一番問題であって、したがって、1つの見守りの機会の確保ということは、確かに、今、仁藤委員が言われたように、なぜ学ぶ意欲がなくなってしまったのか、つまり、ニートの問題は環境が整備しても、本人がやる気がないわけですから、それをいかにしてやる気にさせるようにするかということが問題。ですから、学ぶ場合も、要するに口で言うのは簡単ですけども、実際の施策になると非常に難しいことだとは思いますが、学ぶ意欲を失った人たちがどういう視点で見れば、学ぶ意欲を持てるようになるかと。

ですから、1つ実際の例えばいじめ、不登校なら、不登校についての対策をそれぞれの関係部局がやっていると。そういう個々の問題を超えて、そういう意欲を失った場合に、なぜそういう意欲を失ってしまったのか、そこら辺のことも考慮した上で、こういう政策というものを立てていかないと、今までは外側の意欲のある人にこうするというよりも、意欲のない人がなぜ意欲を失ったのか、そのためには、その人たちをどう見たらいいのかという、そこら辺の視点が、今、ニートの問題と仁藤委員が言われた問題とは非常に重なっているわけですよね。要するに職業案内みたいな要するにハローワークをつくれれば問題が解決するものではなくて、つまりそこに行く気がない人がいるわけですよね。行く気がない人をどう行く気をもっていったらいいのかという簡単な問題ではなくて、行政がすぐできるという問題ではないけれども、実は、そこら辺が非常に現代の若者の計画というか、子供・若者計画にとって重要な点というのですか、そんな気がしました。

以上です。

○稲葉青少年対策担当部長 貴重なご指摘をいただきまして、ありがとうございます。

ちょっと9ページをご覧いただきたいのですが、子供・若者の成長にかかわる家庭、学校、地域、社会の役割の中の家庭の役割のところ、乳幼児期だけの問題ではないのですが、やはり学びの意欲をどうやってつけていくかというのは、教育庁の生涯学習審議会等でも、かなりいろいろな検討がなされたところかと思えます。

ここで、これをつくっていくに当たって、意欲をつくるというところをどうしたらいいのかというところで、この育ちのあたりのところにも、乳幼児期の1行目にありますけれども、若者への自立の意欲の基礎として欠かせないものとして、やはり家庭の中での親子の愛着関係とか、受容関係の構築、このあたりから本当は始まるのであろうと。

ただ、もちろん、このあたりを書かせていただいたのは、それが重要なので、ぜひ、家庭教育に力を入れてほしいという意味で書きましたけれども、今、ご指摘がありましたように、実際、それが失われてしまったと。家庭教育がきちんとされていれば、逆にいうと、そこをバックアップしていくとしても、なかなかそういう状況になくて、失ってしまったときには、やはり、周りが支えていかなければいけないということで支援が必要になろうかと思います。しかし、なかなかそこら辺は先生方もご指摘のとおり、一番難しいところでございまして、何かいい書き方があれば、ぜひお知恵をいただきたいと思っております。

○加藤副会長 私もこう言いながら、恥ずかしいのですけれども、口で言うのは非常に簡単なのですけれども、実際にどう実行するかというと、極めて難しいのだと思うのですが、それが1つの点が、先ほど部会長が言われましたように、「ダイバーシティ」という言葉がありましたけれども、多様なものの見方というのですか、要するに、こういう若者はこうだというような決めつけ方をするのではなくて、これはもうだめな若者だと、そういう決めつけたものの見方をするのではなくて、いろいろなまさに多くの視点から、その子を見てあげるといふ、若者を見る視点をもう少し増やしていくという、そういう視点の問題として、そういうより多くの視点から若者を見るというような視点がありますけれども、そこら辺のところを何らかの形でちょっとつけ加えていただけたらなというような感じを持ちました。

つまり、意欲のない子供というのは、単純に言えばこういうことです。

例えば、アメリカのこういう実験があるのですけれども、先生にこの子たちだめな子供だと新任の先生に名簿を渡すとき、この人たちやる気があるのでと名簿を渡すわけです。

そうすると、その先生の見目がどういう形で生徒に影響を及ぼすかという調査などがあるのですけれども、そうすると、驚くことに何気なく渡した名簿に従って、その先生は捉われてしまうものですから、ああこの子はすごく前向きな立派な子なのだなど。この子は落ちこぼれそうなのだなどか、その先生が生徒を見目が実はその生徒の態度に影響しているというような研究というか、調査というものがあるのですね。

ですから、大人がやはり若者を見るときに、いろいろな視点で若者を見てあげるといふ、

それが実はそのニートから不登校に至るまでの広いものの対策としては、我々自身がすぐにはできないというか、我々自身のものの見方ですから、そういうものの見方ということをやうまく入れられるかどうかよくわかりませんが、大人が若者を見る視点というのですか、そこから辺を増やしていくということはあるかと思いました。

以上です。

○稲葉青少年対策担当部長 必ずしも、直接的な支援ではなくて、間接支援ではございますが、例えば、14ページに「確かな学力の育成」という、ちょっと项目的にこの項目に入っているのですが、それぞれの能力とか、進路希望等に応じて学ぶことができる、多様な学校の設置、これは都立高校だけではございませんで、そういう意味では、専修学校とか、各種学校ですか、このあたりについても、多様な選択肢となります。特に専修学校、各種学校は東京は資源として多いところでございます。それからさらには、学び直しの機会、生涯学習社会と、今、言われていますので、必ずしも一定の年齢のときに、一定のところをクリアしなければいけないというわけではなくて、また意欲が再び戻ったときに、きちんと学び直しの機会が確保されているというのも非常に重要なのかなというところで、このあたりにはいろいろ書かせていただいているところでございます。

また、個別の項目に、何か必要なものがあれば、逆に言っていただければ、施策のほうを逆にこちらのほうで探させていただきます。

○古賀部会長 ほかにいかがでしょうか。

○土井委員 今の意欲の問題は、非常に根の深い問題で、ただ単に幼児期に親子関係でどう対応すればいいかという問題にとどまらなくて、例えば、小学校、中学校、高校のときに、例えば、いじめの被害に遭うとか、人間関係がうまくいかないとか、そういった関係のトラブル等をずっと引きずっている中で、なかなか意欲を持ちづらい状況も生まれてきたりするわけですね。

考えてみれば、そういったいろいろな発達段階のいろいろなレベルで要するに意欲に対してなかなかインセンティブを持ちづらくなっていくこと背景には、やはり、今の社会自体のものの見方が反映をしていると思うのですね。

やはり、そこから考えていかないと、意欲の問題というのは難しいと思っています。

そういう観点から見ると、先ほど部会長が言われた、「社会的自立」という言葉が今回の計画の大きな柱になっている点をおっしゃっていたのですけれども、社会的自立の捉え方も、

私はちょっと今回の計画の項目の立て方には違和感があるのですね。例えば、先ほどご説明いただいた、13ページが一番わかりやすいと思いますけれども、計画の体系で、I-3に「社会的自立を支援」とあります。しかし、この中に挙がっている(1)～(3)いずれも就業支援なのですね。つまり、働いて一人前というか、働くことが社会的自立なのだということな我々の先入観があって、そうすると、働けない状況は社会的自立とは言ってもらえないのか、こういういわば社会的なプレッシャーの中で、なかなかいろいろな若者たちが意欲を持ち得ない状況もあると思うのですね。

例えば、このあたりは井利さんのほうが詳しいと思いますけれども、例えば、ひきこもっている若者が、例えばなぜハードルが高いのか、それは働かないといけないという体裁があるわけですよ。

まず、だからそれを除けないといけないと思うのですよね。そのためには、まず、こういうところから、そもそも社会的自立の中に、(1)～(3)と就業支援が挙がってくることで自体が私は問題だと思うのです。

もっと、そうではないところから社会的自立を本当に並べていかないといけなくて、社会的自立の支援として、(1)～(3)と就業支援が挙がってくるような構成の仕方は私は変えたほうがいいのではないかと思います。

○古賀部会長 いかがでしょうか。

「職業的自立・社会的自立」という表現が非常に多くて、そういった形が出てきてしまっているのかという気もいたしますが、いかがでしょうか。

○稲葉青少年対策担当部長 この辺のあたりは、キャリア教育、いわゆる小学校段階からキャリア教育を行う中で、教育の中でいろいろと取り組んでいく中で、そういう資質を育てていき、この自立の時期を迎えるので、就業支援ということで書かせていただいているのですが、必ずしもキャリア教育というのは、必ず就業しろ、仕事をしろということではなくて、やはり、自分なりの職業観や就業感をきちんとつくっていくということかと思っておりますので、その結果としての自立というのは、委員の先生方からいろいろご指摘がありましたように、1人1人違うのだらうと。その到達点の違いもきちんと認めながら、どうやっていくかというところの過程になるのかなと思っております。

○古賀部会長 いかがでしょうか。もう少し。

○土井委員 これは文言の問題なので、少し工夫をしていただいて、やはりこのあとは順番等

もありますけれども、社会的自立と言えば、例えば上の2に入っている(3)の「健康・安全に生活できる力を養う」とありますよね。これがまず、私は社会的自立の基本ではないかと思えますし、それだって、その次にやはり就業がやってくると思うのですよね。

やはりこの分類の仕方を少し、私は再構成をしたほうがいいのではないかと、あるいは社会的自立の中でも、(4)の法的知識の付与が4番目に来ていますけれども、これはもっと上に上がるべきではないかとも思うのですね。

だから、2と3の時代を生き抜き、社会に貢献できる力の養成の2のところと3のところの項目の並べ方を少し再検討をしていただいて、社会的自立というものの中身をもう少し広げるような、就業をすることが社会的自立ではないのだということが含まれるような構成の仕方をぜひここではしていただきたいなと思えます。

○稲葉青少年対策担当部長 その場合のこの就業以外のところで、例えば文言としてこういう文言を使って表現してほしいという具体的なものはございますでしょうか。

○土井委員 例えば、2の(3)の、今、申し上げた「健康・安全に生活できる力を養う」というのは、これは社会的自立に入ったらおかしいでしょうかね。私はこれは社会的自立の条件かと思うのです。

○稲葉青少年対策担当部長 何と言うのでしょうか。挙げてきた項目はある意味、全て社会的自立を目指しての項目なので、個々の項目で見えてしまいますと、事項が置かれたところだけのことと見えるのかもしれないのですけれども、テーマとしては、社会的自立という、全体のテーマの中での1つ1つの項目という位置づけでこちらとしては考えて構成をしております。

○土井委員 であるならば、3は社会的自立を支援としなくて、むしろ職業とか、そういう形の何かを支援にしたほうがよいかなと思うのですよね。ここに社会的自立という言葉が入ってしまうと、この言葉の意味が狭められてしまうような気がするのですね。

○稲葉青少年対策担当部長 わかりました。その辺はちょっと検討させていただいて、また項目の入れかえがそれに伴って必要であれば、検討させていただきます。

○加藤副会長 よろしいですか。

○古賀部会長 ちょっと、まず。

ほかの先生方、いかがでしょうか。時間的なものもありますので。

どうぞ。

○坪井委員 今回のまとめ直しを拝見して、いろいろ議論をしてきたところが随分まとまっているなど正直私は思いました。

それで、これを見て、東京都施策は何がされているのかというのが一覧できそうな気がして、使えるものになりそうだなという期待があります。本当にお疲れさまでございました。

その上で、今の時点で気になったことを幾つか申し上げておいて、検討していただくという事で。

まず、14ページの「豊かな人間性の育成」の中の道徳教育、人権教育の後なのですが、「子供の中に社会性や礼儀、規範意識を大切にすることを育んでいきます」という表現になっておりますが、人権教育の目的をここに置かれるというのは問題だと思います。

やはり、人権教育という、道徳教育でしたらそちらでいいのですが、人権教育の目的は、人が人とともに生きるということが目的であるし、あるいは困難を有している人への理解を深め、あるいは困難を有している人に寄り添う生き方を学ぶというような表現をきちんと入れていただきたいという。人が人として、人とともに生きるというのは人権教育だと思いますので、その表現を変えていただきたいなと感じました。

それから、25ページですね。これは、先ほど部会長からも出ましたけれども、国のほうで動きが出ていて、都が先んじるわけにいかないというのはよくわかっているのですが、これが出るころには、相当審議が進んでいるのではないのでしょうか。

せめて、多様な学びの機会を保障するという、不登校という言葉をもうやめようという議論さえありますよね。要するに先ほど多様性を副会長もおっしゃっていましたが、多様な学びの機会を保障していくと。不登校を学校に行かせるのではなくて、多様な学びの機会を保障して、さまざまところで子供たちが学べるようにするという支援なのだというのがこれから国が変わっていかうとしている支援なのだろうと思います。

そういう意味で、そういう「多様な学びの機会の保障」というような言葉が入ってこれないかなというのが希望です。

フリースクール支援は東京都ではなさっていないのですか。

○稲葉青少年対策担当部長 直接的な支援ということではないけれども、この不登校の検討をするときには、そういう選択肢も、今、国のほうにも法律の関係がいろいろ上がっていますので、その辺のあたりを踏まえた検討はしているところなのですが、ちょっとどこまでどう書けるか、教育庁と相談させていただきたいと思っています。

○坪井委員 それから、30ページの外国人等の支援のところなのですが、実際に外国人の子供たちがどんなことで苦しんでいるかといいますと、もちろん学校の問題もあるのですが、やはり親の貧困と、それから親が結局日本人と結婚してシングルになってしまった外国人の女性たちの子供たちの貧困と教育の困難というのは、それは相当なのですね。その親の貧困、シングルマザー、それから親子のコミュニケーション障害があつて、親と子で言葉が、片方では日本人、片方は外国語ということで、コミュニケーション障害が生じているのですね。

だから、そういう意味で、そういう支援をされていないのかなとか、外国人の親子の親支援をしないと家庭が成り立たないという現実があるというところを踏まえて、子供の教育だけではなくて、もう少し、外国人の親支援ということをポイントとして入れられないかということですか。

○稲葉青少年対策担当部長 その辺については、ひとり親は外国人であろうと、そうでないところでも区別は恐らくしていないと思うのですけれども、それから、この学校での教育の中では、いわゆる日本語が家庭内では第2外国語である家庭の子供たちを支援するために、そういう教材も工夫しながらということが個別施策の中では見えるような形で示したいとは思っております。

○坪井委員 そうですか。

それから、次の31ページなのですが、ここに入れるのがいいかどうかはわかりませんが、ひとり親家庭ということとともに、再婚家庭ですとか、離婚家庭とかの狭間に入っている子供たちというのが実は非常に困難を抱えているのですが、養子縁組だとか、再婚だとかの離婚の中で、子供たちの権利が大きく忘れ去られているという現実がある。そうしたところへの支援というのはないでしょうか。東京都で。

○稲葉青少年対策担当部長 そうですね。例えば、ステップファミリー的なところで、いろいろな課題が生じてしまって、相談にかかってくるというところではあるかもしれないのですけれども、ちょっとなかなかそこだけにというところではなくて、何かがあればという、支援になってしまうのかもしれないですけれども、ただ、相談先はいろいろな意味であるだろうと思います。ただ、今、おっしゃっていただいたようなステップファミリー的なところを特にリスクとして挙げるかというのはあります。個別に例えば児相とかが支援をしていく中では、リスク要因としては捉えていますけれども、それが一般的にこのリスク要因なのだというを示すことで誤解を招かない表現というのは、ちょっと考えていかななくてはいけな

いのかなと。

○坪井委員　そうですね。もちろんそれはいけないというのではないのだけれども、そこで実際、リスクはあるということがわかるような、何か欲しいなというその視点。

実際にはとても離婚、再婚が増えているので、そういう中にいる子供たちが苦しんでいくという現実があるということ。

○稲葉青少年対策担当部長　もし、ひとり親家庭の子の実情の中で、ちょっとそれを示しているデータかどうかも含めてですけれども、家庭の状況がわかるデータというか、現状があれば見てみたいとは思いますが。

○坪井委員　お願いします。

33ページの「性同一性障害等」の中に、「性的マイノリティ」という形で書いてあるのですが、もう少しはっきりと「同性愛」とか、書いていってもいいのではないかと思ったのですけれども、性的マイノリティというと、性同一性障害しかイメージしない人もいるのかと思って。

どうですか。

○稲葉青少年対策担当部長　ちょっとこちらのほうは、文科省から各都道府県宛てに出た通知、それからそれに基づいて、同様の内容ですけれども、教育庁のほうが学校に宛てた通知をもとに書いておりますので、その中では、当然のことながら、対応としては性的マイノリティの部分も含めて、学校でのいろいろな場面での配慮が必要ということにはなっているのですが、具体的にほかに施策の中で取り扱っているという部分がなかなかなかったもので。そのあたりについて、もちろんいろいろな意味での相談機関に個別の相談として来るところはあります。例えば、まだここにどういうコラム的なものを載せるかというのは、最終的には決定していないのですけれども、なかなか取組がまだまとめて記載できるようなレベルではないものについては、先ほどのフリースクールの話もそうなのですけれども、コラム的なところで扱うかどうかも含めてちょっと検討をしていきたいかなと。ただ、現状では、性同一性障害というのは、子若ビジョンにも項目として載っているのですけれども、具体的なものとして、記載があるわけではないので、私どもとしてもちょっと手がかりとしてはこの辺のあたりにとどめています。

○坪井委員　せめて、この性同一性障害という注意書きを書かれるのであれば、性的マイノリティとはということで、同性愛とか、両性具有とか、そうしたことも含めたことを称するみた

いな解説があってもいいのではないのでしょうか。

○稲葉青少年対策担当部長 恐らく、これは、法律上のこの定義なのだと思うのですね。その辺のあたりで、そういうものがあるかどうかというのは、ちょっと私も全体の法律を読んだことがないので、もう一回見てみます。

○坪井委員 お願いします。

済みません。次から次へと。

○古賀部会長 今のところだけ、ちょっとだけいいですか。

用語の混乱が起きていまして、GID (gender identity disorder) という言葉に変えているケースが多くなってきたのは、障害というものに対する位置づけが非常に多様化してきてしまっているからですね。

ですから、今のお話を踏まえて、いい方法を検討していただいたほうがいいと思います。

なかなか難しくなってきた。子若のときは余りそういう議論がなかったのです。ですから、ちょっとその後があると思いますので、済みません。

○坪井委員 お願いします。済みません。36ページの社会的養護のところですか。ここはきっと図の中に入るだろうと期待はしているのですけれども、東京都は自立援助ホームが各県に比べたら一番多いところですね。自立援助ホームの活動が東京都は秀でていますので、その部分はきちんと入れていただきたい。

児童養護施設や養育家庭だけではなくて、自立援助ホームの高齢児の自立支援ということの重要性とそれを施策を東京都としてやっているということは明記していただきたいということと、それから、私たちのあれですけれども、子供シェルターも自立援助ホームの一環としてあるということも含めて、きちんと図の中には入れていただきたいというお願いです。

○古賀部会長 よろしいですか。

○坪井委員 それぐらいです。

○稲葉青少年対策担当部長 今後の社会的養護の体制の充実については、社会的養護推進の計画が出ておりますので、本当はその計画の中身を書けばかなりのボリュームの内容が書けるのですが、ちょっとほかとのバランスも考えながら。ただ、体系図といいますか、社会的養護の全体図を書く中では、当然、自立援助ホームの図とかも出てきますので、その辺のあたりで示しながら。それから、やはりそこからの自立ですね。そのあたりについては少し個別施策の中で記載をしたいと思います。

○坪井委員 それから、39ページですが、子育て支援の充実の中のこの中に「特定妊婦」という言葉を入れていただいて、「若年妊娠」のことを言葉として入れていただいて、そして特定妊婦として出産間際まで診察を受けない子供たちの問題をぜひとも入れていただきたいという。そしてその子供たちへの支援というものをに入れていただきたいということでございます。

よろしいですか。

○稲葉青少年対策担当部長 ちょっとこの支えるほうの環境整備に入るかどうかかわからないのですけれども、要望としてはいただいて検討はしたいかと思えます。

○坪井委員 はい。

○山本委員 1点関連で、課題のところ、10代でやはり妊娠・出産というので、このデータの課題のところ、全然そのHIVの感染者、エイズ患者というものだけしか課題のところに入っていないのですけれども、それがあるので、そういった対策が出てくるということなので、データのほうでも入れていただけたらと思います。

○坪井委員 そうですね。お願いします。

○稲葉青少年対策担当部長 データですか。

○坪井委員 データの中で。

○山本委員 データとして、現状と課題のところ、そういったことが全然。

10代の妊娠とか、人工中絶とか、そういったことが全然入っていないので、課題としてHIVの感染者、エイズ患者のことだけではなくて、そういったことが課題としてはあるので、データなりその現状と課題のところに入らないかということで。

○稲葉青少年対策担当部長 ちょっとそこは検討させていただきます。

前の専門部会の中でも、この人工妊娠中絶の数とかというのは、データとしてというのは注文をいただいていますので、その辺はあわせて検討させていただきます。

○古賀部会長 そろそろ最後にしていただきたい。

○坪井委員 最後に1点。45ページの連携機関の中で、区市町村、民間団体との連携の中なのですけれども、川村さんからもっと詳しく言ってもらえばいいのですけれども、例えば、弁護士会が子供の法的援助制度とか、離婚をするときの子供の手続、代理人制度ということをやっと進めて推進しているのですね。ここに他機関がやっている子供の支援策を入れていただけなのかというのはあれなのですが、先ほどの社会的自立のところにあった法的支援のほ

うに入れていただいてもいいし、他機関との連携の中で紹介して、そうした子供の権利保障のための法的な支援、こんなものがありますよみたいな紹介も書いていただけたらと思います。

○稲葉青少年対策担当部長 困難を抱えた子供たちの課題のところの個別項目の中に、相談体制を拾いたいとは思っているのですけれども、ちょっといかにせんいろいろ輻輳してくるので、重複ももちろんありますし、その辺のあたりの示し方はまたご相談させていただいて、もちろんいろいろな多様な機関が相談に応じていますけれども、公的な機関はもちろん記載はしますけれども、その他そこと連携をとりながら、要はこの支援のネットワークの中に入って来るであろう団体については、記載をしていくのがいいのかなと思いますが、地域によってまだ実情が違う中で、どこまでというのはちょっと検討をしながら。ただ、具体的にあるかないかは別として、例えば、国のほうでも関係機関として挙げているものについては、今、体制が、なくても関係機関ですよという意味で示すのも、一つの役割かなと思っています。関係機関といいますか、相談支援の中の関係機関とかの示し方についてはまだ検討中というところがございます。

○坪井委員 済みません。ありがとうございました。

○古賀部会長 休憩を予定した時間より大分経ってしまっているのですけれども、もう一人ぐらいお話しいただいたら一旦休憩を挟みたいのですが、よろしいですか。

では、どなたか。

井利先生、どうぞ。

○井利委員 先ほどの土井先生と仁藤委員の言っていることと重複するのですけれども、5ページの視点に子供・若者の社会的自立を発達段階に応じて支援する視点、これはわかるのですけれども、発達段階に応じてというところで、青年期における社会的自立をゴールとしというと、まさに就労ということを行っているということで、今までの若者観と全然変わらなと思うのですね。

そうすると、今、ひきこもりとかニートの方たちを苦しめているのが、まさにこの多様な生き方を認めていないという社会のあり方であると思ったときに、やはり、若者観といったものを少し転換するような文言がほしいと思います。

発達段階は確かにあるのですけれども、ある程度のところに行ったら、やはり私たち大人が社会をつくるときに、若者がそのパートナーとして一緒にやっていくのだといったよう

なことですね。

すごく上から目線な感じなので、支援、支援という言い方をしていると、まさしくその支援されなければならない若者という見方をされると思うのですけれども、実際には、例えば、ひきこもりの方たちが、22ページにあった仁藤さんが言ってくださったのですけれども、「自らの将来を真剣に考えることを放棄したり、目の前の楽しさだけを追い求め」と、これは全く違うと思うのですね。こういった若者観がある限り、本当の意味での一緒に社会をやっていくのだというような方針といったものが全然見えてこなくて、今までそういった議論の中では、確かに支援を受けなければならない若者もいるのだけれども、やはり、若者の声を聞いて、そして一緒にやっていくというような区市町村で特にそういったパートナーとして若者にどんどん参画してもらい、地域とつながってもらい、いろいろなことに入り込んでもらう。そこをつなげていく、つながってもらいということが、社会的自立だと思うのですけれども、そこが全く見えてこないというものがあります。

なので、例えば、22ページなどは、みずからの将来を真剣に考えているにもかかわらず、その場がないとか、あるいはその不安のためになかなかそういうことができないということなので、そういったことの若者観の、そうでない若者ももちろんいるのですけれども、多くの若者がそうであるということを書いていかないと、ますます追いつめられるような、支援、支援という形になっているなという印象を受けました。

以上です。

○稲葉青少年対策担当部長 これにつきましては、視点というのは3つ置かせていただいたのですが、1つ目の視点の中はどちらかというと、若者は主体なので、できれば自身で力をつけて、克服して行ってほしいという思いを込めての1点目の視点になっております。

2番目はそういう意味では、やはり発達段階に応じて、この2番目のところの困難を抱えるところで、発達段階のところ、ちょっと失敗するとこういう課題が出ますよねというような書き方をさせていただいているものですから、そこに合わせる形で、2番目は支援する視点となっています。

1番目のところは、やはりこの最善の利益を尊重するというのはその子供・若者が自分をどうしたいとか、どうやっていきたいかというところを自分自身でつかみながら歩いてほしいというところの思いを込めたつもりでございます。

それから、若者観というところでは、社会的自立というのは、確かにそれだけだと非常に

多様な解釈があるということで、冒頭の計画の理念のところに、社会的自立というのは、ここではこう捉えましょうというところで、青年像を示させていただいたので、もしここをこう変えたほうがよいということであれば、そこはその点についてご意見をいただいて、こちらでどう工夫するかということにしたいかと思えます。

○古賀部会長 社会的自立というのは、ずっと皆さんおっしゃっているような、今までのイメージより、割と広い概念、社会参加が可能ないろいろな要素を全部入れていくというイメージがあるかと思うのですよ。

ですから、その辺のところ、やや職業的自立に寄っているのではないかというようなこととか、今のお話のように自立しなければならないみたいになってしまうのではないかというようなご指摘かと思うので、少しその辺加筆していただければいいのではないか。社会的自立という言葉自体が悪いわけではないと思うので、そうお聞きしましたが、いかがですか。

土井委員。

○土井委員 済みません。その社会的自立について、ほかにもいろいろな文言で意見を申し上げたいことがあるのですが、とりあえず、今、出ましたので、社会的自立について、4ページで定義がされているのですけれども、私、ちょっとこの定義も違和感が何点かあるのですけれども、まず、社会とのかかわりの中で、自尊感情や自己肯定感を育みと書いてあるのですが、自尊感情と自己肯定感を並列しているのですよね。だから、自尊感情と自己肯定感はどう違うのですかと、この2つはどう違うのですかとまず思うのですね。

同じものを指すのならば、1個にしたほうがいだろうし、違うのなら、これはちゃんと自尊感情と自己肯定感がどう違うのかわかるような書き方をしていただきたいということがまず1点です。

それから、2点目は、今の論点にかかわってくるのですが、後半なのですけれども、自立した個人としての自己を確立し、社会に適応するのみならず、みずからの力で云々と続くのですけれども、「社会に適応するのみならず」というのは、確かに理屈としてはそうなのですが、これがあると、まず、社会に適応することが第1ステップだよなというか、第一条件だよなと読めてしまうのですね。ここで引っかかるので、むしろ私はこの「社会に適応するのみならず」という文言はないほうがいいのではないかと思うのですよね。これがあがるために、まずは社会に適応しなければいけないのだと。これが自立の第一ステップなの

だというハードルの高さを私はもたらしているような気がするので、ちょっとこれはバイアスがかかる表現ではないかと思って、ないほうがすんなり読めるような気が私個人ではするのですけれども、いかがでしょうか。

○稲葉青少年対策担当部長 この部分に関しましては、私どものほうで掲げているのは、長期ビジョンの中で子供が健やかに育つというところと全ての人が自信と希望を持っていきいきと活躍するという姿を描いています。今、ご指摘いただいたこの太線の部分は、子若ビジョンそのものを抜いているところなので、逆にこの部会としては、違う青年像を立てるということであれば。一応、子若ビジョンを勘案してということで、我々のほうではこれを入れておりますけれども、これに固執しているということではないので、むしろご意見をいただいて、逆に言うと望ましい形に変えることは可能かと思いますが、ただ、ここで先ほども示させていただいたように、社会的自立というのは、必ずしも職業的自立を意味していないというのは、これは共通の認識でございますので、書き方も自己肯定感、自尊感情というのは、個人的には私も2つは要らないだろうと思いますけれども、逆に言うともっとここを平易な言葉で置き換えるとしたらどう書くかということがあれば、委員の先生方から意見をいただきたいと思っております。

○古賀部会長 ちょっとだけ加えると、これは子若がこういう書き方になってしまっていて、違和感があるというのは、実は事前の話のときにもしていたのですが、これは引用ということになっているかと思うので、ですから、書きかえていただいても構わないことではないかと思えます。

それから、先ほどの話の中でも出ていたのですけれども、自己の意欲みたいな、自己責任論的な流れとか、ここに出てくるような肯定感とか、適応ということに対して、やはり多くの皆さんが、先ほどの子供の権利の問題も含めて、違和感がだんだん出てきているのかなと。その辺のところを少し言葉として加えていくというような作業は必要なかなとお聞きしております。

ですから、社会全体が若い人たちに社会参加をできる機会や環境を与えない限りは、彼らはやれないこともたくさんあるわけですから、例えば、意欲を持つといっても、なかなかリカバリーにならないかもしれないというようなことで、この辺の環境というか、状況の変化ということを少し踏まえてほしいというご意見かと私は思いました。

時間が大分押してきてしまったのですけれども、川村先生、最後一言ありますか。

○川村委員 最初の案に比べて、これまでの部会の議論を反映していただいたところもあるとは思いますが、反映していただけていないなと思うところもあります。

それは、今までの委員の先生方がそれぞれおっしゃったところは、私もほとんど同感なところなのですが、そこで触れられなかった点に絞って、ちょっと意見を申し上げます。細かい表現で言うと、恐らくあちこちに散らばっているのだと思いますので、今、全てを指摘することはできないのですが、恐らく、この案のベースに横たわっている思想が私からすると違和感がある部分があるので、あちこちの表現に出てしまっているのかなと思うところです。その違和感がある思想ということ申し上げますけれども、これは最初の案に対しても申し上げたことで、私の意見をペーパーで出しているところでもありますけれども、子どもたちが社会に貢献できるように育成していくというような「貢献」という言葉など、全てこの社会の歯車として、将来税金を払っていけるような、有為な人材に育てていくという匂いがちょっとぷんぷんするがために、先ほど来、ほかの委員の先生もおっしゃっているそれぞれの人格の多様性を尊重しながら、それぞれに自分の描く人生を歩いていくというようなことを肯定するのではなく、そうではない、社会がこうだと求める型にはめるような育て方をしているところがあるがために、いろいろな表現が気になるかなという気がしています。

幾つか申し上げますと、2ページ目の趣旨の中の2段落目、子供・若者が社会の一員と「敬愛され」という表現なのですけれども、敬愛というのは、敬われるという言葉から醸し出されるイメージというものが、やはりある程度の敬われる人材とそうではない人材との評価的なものが感じられてしまいます。それよりは「社会の一員として人格が尊重される」というような表現に変えていただきたいという気がします。

それから、全てについて、今、対案を出せませんけれども、何しろ2日前の夜にいただいて、事務局の方はご苦労だったとは思いますが、全部について対案を出せるわけではありませんが、余裕があるのであれば、後にペーパーでお出ししたいとは思いますが、例えばということで申し上げますと、4ページ目の基本方針の中で、基本方針の1の2で「社会に貢献できる力の養成」と、このように「貢献できる」ということがあちこちに出てくるように思いますけれども、何を以て貢献というのかというところが問題でしょうけれども、ここでは価値的なものが出ている前提での貢献と全体を通じると読めてしまうので、そういうところがあちこち気になるところがあります。

それから、ちょっと視点が違いますけれども、ちょっと細かい話になるかもしれませんが、

13ページの計画の体系という中で、Ⅱの1の「個別の課題ごとの取組」という、課題の中に、(1)で「いじめ・暴力行為」とあるのですが、この暴力行為の中に入るのかが定かではありませんけれども、虐待という個別の課題というものが載っていないで、「被害防止と保護」というところには、児童虐待防止対策というものがありますが、前提としてのその個別の課題として虐待というものが無いのはどうしてかと思います。

もしかして暴力行為に入るからという考えだとしても、身体的暴力ではない虐待もあるわけですし、いじめと並べると何か学校での暴力行為のようにも読めるので、そこがなぜ指摘がないのかなと疑問に思います。

それから、22ページですが、発達段階に応じて、それぞれの課題を並べていただいているというご説明だったと思いますが、1の乳幼児期のところに発達障害と虐待というものがあります。

まず、この括弧でくくってある用語というものが、どういう意味でくくってあるのかというのがわかりませんが、ぱっと見ると、その時期にそういう課題が生じていると読めます。

そうすると、まず、発達障害に関して言うと、発達障害は、先天的なものであって、乳幼児期に起きることではないので、また発見されるということも乳幼児期に発見されるとは限らず、ずっと気づかれぬまま、後に「発見」されるということもあるわけですから、なぜこの乳幼児期のところに発達障害が書いてあるのかなと。また、先天的な困難を抱えている子どもという意味で、先天的な困難を取り上げるとすれば、ゼロというか、その前に取り上げるべきことはあると思いますが、その場合に、なぜ発達障害だけが取り上げられているのかと疑問です。先天的な障害としては知的障害もあるわけですし、最近話題になっているのは発達障害けれども、知的障害の子に対する支援も決して十分とは言えませんので、その辺なぜこういう書き方になっているのかということ。

そして虐待ですが、虐待は、「幼児虐待」と誤解をされることがありますけれども、高校生以降も虐待を受けている子どもはたくさんいるということは私もプレゼンテーションで申し上げたはずだと思うのですが、ここは乳幼児期だけの課題ではありませんので、なぜここだけに書いてあるのかなと。

それから、そういう意味で、26ページに発達障害のある子供・若者への支援というのが1つのテーマとして取り上げられているのですが、これも発達障害だけということでもいいのかどうかというところはちょっと疑問があります。

それ以外には、あとほかの方がおっしゃったこととほとんど同じです。

○古賀部会長 では、簡単にそれをお答えいただけますでしょうか。

○稲葉青少年対策担当部長 まず、一番最初のところの例えば敬愛されとか、この辺の文言というのは、各右側のページにあります計画中からとった文言であれば、所管と調整をしながら、変更が可能かどうか、確認をしてみます。

どうしても、小さい頃の話というのは、恐らく教育のところが結構多いので、ただ、いわゆる育てていくというところの教育の役割と若者がその中で育っていくというところで、どちらが主体かというところで、文言は本当は変わってくるのかなというところもこちらは理解しておりますので、その辺のバランスはとりたいかと思っております。

それから、発達段階ごとの課題というところで、発達障害は全てのところというのは、先ほどご説明の中で、実際にはずっと生涯を通じていろいろな課題があって、またこの発達障害の中にもいろいろな障害があるのですけれども、中にはやはり大人になってから、むしろ社会に出てから見つかる部分もあるというのはこちらも承知をしておりますので、その辺の書き方はちょっと検討をしております。

発達障害支援のハンドブックが出ましたということをご紹介を申し上げましたが、その中には、ライフステージ全てにわたって、いろいろな課題があるというような捉え方もきちんとしておりますので、そこをどこまで、ボリューム的に反映していくかという中で考えていきたいかと思えます。

それから、虐待につきましては、この辺のあたりの個別課題とそれから被害と保護のあたりにどこに何を入れるかというのは、基本的には子若ビジョンの項目そのものをこちらとして立てているので、全体の記載項目を見た後で、並べかえが必要というご判断があれば、それはそれでこちらとして強いこだわりがある項目ではございません。

○古賀部会長 ということで、基本的に施策と問題と1対1対応になっていると考えていただく必要があるかと思えます。

ですから、もしかすると、その概念が狭く見えるものもあるかもしれないのですが、施策上の問題設定の概念ということになっているものが多いと思えますので、よろしくご理解いただきたいと思います。

それから、ずっといろいろな点が出ておりますけれども、時間の想定では、かなり大きく休憩時間が逸脱しておりますので、基本的にここでやっているのは、この計画の全体の一覧

を示していく作業かと思しますので、この後、もう一回さらに補足的なご説明をいただいて、もう一度質疑応答しますので、そこでまたお話いただきたいと思ひます。

では、加藤先生から一言いただいて、一旦休憩に入りたいと思ひます。

○加藤副会長 社会的自立ということからも大変問題になっているので、どういう文言ということをおっしゃられたけれども、社会的自立ともう一つ、土井先生おっしゃられたように、「心理的自立」という言葉を入れればいいのではないかという気がいたしました。

それで、13ページのところで、社会的自立のほかに豊かな人間性ということをおっしゃっていますので、豊かな人間性ということが、心理的自立という言葉をお二つ入れると、土井先生のおっしゃられたこと、趣旨というものをおそれでいいというわけではないのですか。そんなような形で。

要するに、職業に結びつけてはいけないということでしょう。

○土井委員 いや、あってもいいのですが。職業だけではないでしょうということですね。

○加藤副会長 では、ということで、以上です。

どうもありがとうございます。

○古賀部会長 では、一旦、休憩に入らせていただきたいと思ひます。

10分間ということをお願いしたいと思ひます。

今、7時10分ですので、7時20分までということ、必ずご参集ください。

トイレは、この出口を出て、エレベーターホールを過ぎたところの右に曲がったところにおありますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、7時20分に再開いたします。

よろしくお願ひします。

(休 憩)

○古賀部会長 よろしいでしょうか。

では、皆さんお戻りですか。大丈夫ですか。

それでは、議事を再開させていただきたいと思ひます。

あらかじめ申しわけないのですが、進行の勝手際もございまして、若干時間が伸びてしまいましたので、8時15分ぐらいまで、15分間ぐらいいただけないかと思っておりますが、よろしいでございましょうか。

(「異議なし」と声あり)

○古賀部会長 そこで終わりにさせていただきたいと思ひます。

後半では、先ほどの事務局から既に説明がございましたけれども、子供・若者支援地域協議会の役割や範囲、それに関する議論の素材としての基本方針Ⅱというものがございしますが、それについてご説明いただくことになっておりますので、まず、部長のほうからでしょうか。ご説明いただければと思います。

よろしく願いいたします。

○山本委員 ごめんなさい先生、今の子若プランのことについてはもうおしまいということですか。

○古賀部会長 そうではございません。それに関連する補足事項ですので、先にご説明いただいて。時間的なことがございますので、よろしいですか。

○岸委員 先ほどなかなか手が挙げられなかったので、一言言わせていただきたいのですけれども、4ページの「社会に適応するのみならず」ということがちょっと問題になっておりましたけれども、私の友人の息子さんが二十歳からひきこもっていて、もう31歳か32歳になるのですけれども、本人も一生懸命社会に適応するために頑張っているとお母さんがおっしゃってまして、それで、ちょっとずつ何かアルバイトを見つけては、自分で行ってみるのだけれども、適応できなくてやめてしまって、10個ぐらいの職業をいろいろ試してみたのですが、なかなか見つからないと言っているのですが、やはり、本人も社会に適応したい。お母さんも社会に適応したいのよというのは、何回も話の中で出てきていますので、のみならずというのがちょっとあれかなと思うのですけれども、社会に適応するという言葉は入れてもいいのではないかと考えております。

○古賀部会長 後でまたお話しするつもりですけれども、こういう議論を踏まえて、またヒアリングをしていただこうかと思っておりますので、また皆さんから意見を。

ですので、またそういう機会が、今の話のようなところもあるかと思えます。

まず、全部の説明のしていただいてからということではよろしいでしょうか。

それでは、お願いいたします。

○稲葉青少年対策担当部長 それでは、区市町村も含めて、支援ネットワークをつくっていただくに当たっては、最初、冒頭のところでちょっとご説明をした中でも、他の施策で十分であれば、そちらでの充実でやっていただくのがもちろん望ましいのであろうと。

ただ、やはりそこから必ずこぼれてくるところ、あるいは一定の年齢のところでは切り切れなくなるところを中心に、ネットワークを張って行って、もしかしたら、もとの施策のほう

に戻せるかもしれませんというあたりで、この支援ネットワークを考えていくのが基本だろうと考えておりますし、また国のほうからの通知もそのようになっております。

そこで、この計画の支援ネットワークの対象を考えていくときに、どういう方がこのネットワークの対象となるかというところで、恐らくはそこを見越して、この基本方針Ⅱで入れてございますが、困難を有する子供・若者、この困難さというあたりの中から対象になってくるところはどこかというのを考えていくのがいいのだろうと考えております。

1つ目の「いじめ・暴力行為」のところにつきましては、いじめは、今、学校でかなり取り組みを強化しておりますので、基本的にはもしこれが学校の中のいじめということに限っていえば、もう学校の中で基本的にはやっていくし、対応策を考えていく部分であろうと。

ただ、もちろんその対応策を考えていく中では、周りの福祉のいろいろな機関であるとか、そういうところとの連携というのは、当然必要となりますので、そのあたりを含めた形での支援のネットワークというのは今後、踏まえていくものと考えております。

そういう意味では、1つの柱として、基本的には十分やっていく中でも、どういうところが問題になるかというところで、こちらの支援の対象になってくるところが、こういうケースですよというものをもし思い浮かぶのであれば、後ほど意見の中で、いただきたいと思っております。

そういう意味では、具体的にはちょっと施策の一覧がない中ではありますが、当然、スクールカウンセラーとか、スクールソーシャルワーカーを設置してやっている部分であるとか、それから小中学校については、子供と家庭の支援員のような学校からも家庭訪問しながら保護者の相談にも取り組んでいく仕組みこの対策の中には載ってくるかと思っておりますので、その辺も含めてちょっと考えていただきたいと。

それから、2番目の不登校、中退。ここは先ほどももう考え方自体が変わっていくところにあるのではないかというお話がありましたように、今、非常に動いていて、昨年度、国のほうでも調査をかけまして、今年度、教育庁のほうで東京都としても検討する中で、恐らく調査をかけて、既に検討会自体は立ち上がっておりますので、本当は非常に項目として期間的なものとして載せにくいというところが正直なところでございます。

ただ、間に合う中では、検討状況とか方向性を教育庁のほうとも調整しながら載せていきたいというのは、先ほどのとおりでございます。

それから、「発達障害のある子供・若者への支援」というところは、先ほどもほかの障害

はいいのかというようなご指摘をいただきましたが、個別の施策の中で発達障害に限らず、障害児のところは挙げております。

ただ、基本的に特別支援学校というものも、他の区分についてはあるのですけれども、発達障害については、ないということで、文科省の考え方というならば、インクルーシブ教育ということで、基本的には特別支援学校をつくるのではなくてやっていくという考え方も示されておりますので、その辺のあたりを踏まえて、基本的には発達障害の項目として挙げておりますが、具体的な施策をお示しする中では、障害児支援全般について、一応入っていることになっております。

それからニート、フリーター対策につきましては、ここは、行政の施策としては就労支援になりますが、もともと原因のところでは必ずしも就労に結びつけることを適としない部分もあるかと思っておりますので、そこら辺は背景を含めて、どういう支援が本当は望ましいのかというところかと。どうしてもニート、若年無業者の就職支援ということが主になるのですけれども、そこに至るまでにはいろいろな段階があるだろうというところと、それからやはりそれなりに正規雇用をしたいと思っていながら、非正規とかあるいはフリーターをしている方とそうでない違う意味での課題があって、なかなかそもそも職業を継続できないとか、いろいろな課題があるかと思っております。その辺のあたりは前段の問題というものは必ずしもここだけの問題ではないので、非常に書くのが困難なところではありますが、アイデアがありましたら、いただきたいと思っております。

「ひきこもり対策」は、私どものほうで、今、所管をしている事業でもございますけれども、ただ、生活困窮者自立支援制度などができたときに、ここら辺はそもそも生活困窮、必ずしも生保対象ということではありませんけれども、そこに陥ったときには、向こうの制度の対象にもなってきますので、この辺のあたり、向こうはまさに福祉事務所設置市の区市、町村の部分は、福祉事務所は都が持っておりますけれども、区市に関しましては、生活困窮者自立支援制度によるネットワークとかなり重複する部分が出ます。ここはそのあたりとの連携もあるかと。ただ、こちらの支援はいろいろな意味で、まだ自分で自活しなさいよというところに至っていない部分も含まれておりますので、必ずしも全部の対象が一致しているとは思っておりませんので、その辺のあたりを含めて記載が必要かと思っております。

それから、「非行・犯罪に陥った子供・若者への支援」ということで、やはり、最後は地域の中でどう受け止めていただくかというところが非常に大きな課題なのかと思っております。

す。

先ほど委員の方からもご指摘がありましたように、一定のところまで、ある意味、少年院に入ったりとか、矯正施設に行けば、そこでそれなりの教育を受けるのですが、そこまではない非行とか、虞犯少年のあたりをどうしていくかというのは、やはり年齢で支援が切れるということもあります。その中でどう地域で受けとめていくか、そういったような課題があるかと思っております。

それから、外国人等、それからひとり親家庭に育つ子供、このあたりについては、個別の中のできるかと。ひとり親家庭は、計画が1つ出ておりますので、書こうと思えば、ページ数は書けますけれども、その中から何をそこで育つ子供への支援として抜いていくかということで、取捨選択をしているところでございます。

それから、被害と保護という項目の中に入れるかどうかというものもありましたけれども、児童虐待防止対策の中には、委員の皆様から過去の部会の中でご指摘をいただきました一時保護所から、それから社会的養護、最後の自立のところまで、計画ができておりますので、その中からどういうところをここの問題意識として引いてくるかということかと思っております。この辺について記載を求めたいというものがあれば、ご意見は賜れるところかと思っております。

大体そのようなところなのですが、それぞれのところについて、やはり課題がいろいろ困難化しているというところで、ネットワークで支援をしていこうというのは、1つ1つのそれぞれの課題ごとにも支援のネットワークという考え方をもって支援に取り組んでいる分野が非常に多くあります。

もちろん、その支援が個別施策として十分であれば、それでやっていただくのがいいのだろうと。

それと、かなり重なり合う部分もあるので、どう連携をとっていくかとか、あるいは1人1人の状態というものを、最初につながった機関の支援の方向性、アプローチからだけでいいのかといったときに、どういう横の支援、ネットワークが必要かとか、そういう意味合いはあるかと思えます。一番わかりやすいのは、前回のときに要対協との連携という部分で議論していただきましたが、要対協は児童福祉法が18才という年齢的な区切りがありますので、その後、引き継いでやっていくところはどこか必要だろうと。それはもちろん必ずしもここだけではなくて、ほかの支援の輪に入る部分もありますけれども、対象として入ってくるだ

ろうと。そういう意味で、これから区市町村といろいろ話をしていく中で、実際に地域のど
ういうターゲット層が支援協議会のターゲットですよというところをやはり共有化してい
かないと、なかなかきちんと協議会を立ち上げて支援をしていこうという意識が生まれませ
ないので。もちろん、それなりに地域の実情に応じたやり方でどこかの個別施策を充実する中
で対応できる区市もあるでしょうし、逆に言うとなかなかそれが難しいところはどういう形
で始めればいいのかというような手助けをしていくことになろうかと思えます。そのあたり、主
たるターゲットをどの辺において検討していくといいネットワークができるのではないかと
いう意味からのご意見をいただきたいと思っております。

説明は以上でございます。

○古賀部会長 どうもありがとうございました。

既に、先ほど計画のお話の中で、この部分をかなり触れているところもございましたので、
若干重複しているかと思うのですが、今、ご説明いただいたように、第5章の基本方針Ⅱと
いうところは、いわゆるトピックな問題を通しながら、ネットワークという問題をはらんで
おります。先ほど冒頭にもお話ししたのですけれども、子供・若者支援地域協議会というも
のを立ち上げていただくということが非常に重要な課題の1つになっております。

ですから、こういった施策を通しながら、ネットワークというものをきちんとしていく。
そして、特に東京は既に施策がかなりありますので、それをうまく生かしていただくとい
うようなことをしていきたいということで、今、補足のご説明をいただけたと考えております。

これに関連して、直接では、既存の支援機関とか、ネットワークで拾えていないような問
題、子供たちや若者の問題は何かあるかということが事務局としては1つ知りたいところ
と思っております。

それから、先ほど既にこの全体についてのご意見、まだ言い尽くせないところもあるか
と思えます。

それに関連しながら結構ですので、それも出していただけてと思っております。

どうぞ、どんな形でもご意見があればと思います。

よろしく申し上げます。

○土井委員 今の点でちょっと確認をさせていただきたいのですけれども、先ほどもお話が
出ていましたけれども、既存の施策との対応関係で、かなり表現が縛られているところ
があるというお話だったので、基本的なこの計画の位置づけなのでも、その既

存の施策を整理するだけではなくて、こういう施策が必要だから、こういう計画が多分あるわけですね。つまり、だからこの計画に基づいて、新しい施策をこれからつくってもらいたいわけですね。

ということならば、既存の施策にそれがないから、これは入らないという分け方はまずくて、むしろないからこそこれは逆に盛り込んで、それに基づいて新しい施策を今後、数年間かけてつくってもらいたいという発想をとるべきではないかと思うのですけれども、その点はいかがでしょうか。

○稲葉青少年対策担当部長 基本的には、まず、今はこういう現状にありますというのをお示しするのが1つこの計画の役割なのかと。

それから、確かに子供の施策に比べて、だんだんちょっと年齢が上がってきたいわゆる若者層の施策というものが薄いのは、やはり一昔前の感覚で言うと、もうこの年代は自立しているだろうというところの理解のもとに施策が非常に意味必要ななかったので薄くなっていたと。

ただ、冒頭のところの考え方のところがありましたように、社会の変化が非常に激しくて、そこになかなか必ずしも若者だけではないと思うのですけれども、本来だったら将来有望な世代がちょっと元気がなくなっているという中でどうしたらよいかということで、この法律もできたのかとこちらとしては理解しております。

そういう意味では、残念ながら、非常に区市町村としては施策として薄いところですよ。

ですから、何が本当に必要かというものをきちんと優先順位をつけながら取り組んでもらうようにしないと、恐らく大義名分を掲げただけで、施策の充実が図られないことになってしまうと非常に残念なので、本当に必要なのはこういう部分で、それを例えば今までの施策を足伸ばししてできるのだったらもちろんそれで構わないし、そこはちょっと今までの考え方とか、取組では難しいですねという部分については、どう取り組んでいくかというのを、やはり考えていかななくてはいけないのかなと思います。既存の施策がないとやらないということではなくて、まずは既存の施策の中で取り組めるところはどこで、取り組めないところはどこなのだろうかというところを示すことから始まるのかなと認識しております。

○古賀部会長 補足すると、東京都のこの計画があることによって、市区町村がやはり動けるようにしたいということがあるのですね。

行政区の区割りの話で言えば、国あって、都道府県があって、そして市区町村があつてと

ということで、それぞれが上位にビジョンを持っていますものですから、その下でいろいろなものが動いていくということになるものですから、まずは、今、あるものの括り出しということになっているかと思います。

ですから、もっと必要なことがあれば言っていただければということが、今、事務局の求めているところだと思います。

いかがでしょうか。

○土井委員 いいですか。

○古賀部会長 はい。

○土井委員 追加なのですが、済みません。

その点に関して言えば、先ほど坪井さんのほうからもご指摘があったのですが、一例ですけれども、33ページの「性同一性障害等」のところも同じことが言えると思うのですね。

確かに、今、それしかないからこういう表現になっているのかもしれませんが、しかし、性的マイノリティはLGBTと、最近Qも入ってLGBTQと言いますよね。

その中で、性同一性障害というのは、ワンオブゼムに過ぎないわけですよ。今、施策はそこにしかないから、これを持ってきているのは問題であって、むしろLGBTQを全部挙げて、その中の1つとして性同一性障害もあるのだと持ってこない、恐らく望むべき方向に施策は進まないのではないかという気はするのですね。

むしろ、私はこういう書き方のほうが問題があって、考えてみれば、性的マジョリティの側から見て、一番許容しやすいのは、性同一性障害なのです。つまり、ヘテロに一番近いので、ただ入れかわっているだけだから、そこまではオーケーかなと考えてしまうので、これが出てしまうと、それ以外の性的マイノリティがむしろ追いやられてしまう、そういう危険を感じるのですね。

例えば、新聞記事の中などでも、GIDの方のことについての記事の中で、GIDが同性愛と間違われて苦難を生じるなどという記事があったりするのですよ。だから、それはGIDに対して非常に問題だと語りながら、実はその裏に同性愛に対する執拗な偏見が潜んでいたりするわけですよ。そういう点を考えれば、やはりこれが表に出てくるのが問題で、やはり、それはLGBTQを全部並列に挙げて、その中の1つとして性同一性障害もあるのだとやっていかないと、これはちょっとミスリーディングになってしまうかなという私は気がします。

○稲葉青少年対策担当部長 その点に関しましては、都の施策として明示できるものがないので、ここには書いていないと。逆に言えば、こういう問題意識がというのを部会としてご提示いただけるのであれば、載せることは可能かと思っておりますので、その部分は書いていただければ検討させていただきたいと思っております。

○土井委員 例えば、神奈川県は、もう教育委員会で教職員向けにこのLGBTの研修会とかをやったりしているわけですね。そういう自治体もあるので、ぜひ東京都もそういうことを私は進めるべきではないかと思っているのです。

そういう観点から、むしろ、今後はこういう施策も必要だという観点から、むしろここは書いていただきたいと私は思っています。

○古賀部会長 よろしいでしょうか。もう少し概念を広げて、網かけられるところを広げて考えていこうということでしょうか。

そうしますと、ネットワーク自体広いものになっていくものがあるかと思っております。

今のような形でどうぞ。

○仁藤委員 今、何が本当に必要かを議論したいということだったのですが、ネットワークと、私も、以前、特に34ページの「被害防止と保護」のところで、児童虐待を受けたような子供たちとか、非行に足を踏み入れた少年たちに対して、児童相談所が十分に機能していないという実態について、私もプレゼンさせていただきましたし、ほかの先生方も指摘をされていると思うのですね。

例えば、私は児童相談所の職員の専門性が低くて、十分ではなくて、虐待とか性暴力の被害に遭った子供たちへのトラウマへの理解がない対応をしてしまっていることとか、日中しかほとんどの児相があいていなくて、夜間にそういう少年たちを保護する機能がないことだったりとか、あと特に、一時保護所の実態なども、最近、日テレのeveryという番組で報道されましたけれども、そこで少年少女たちに、管理指導を強制するような保護の実態があるということも私も現場で感じていますし、そういう報道もあったのですが、とにかくそういう保護する機能がまずはなかなか児童相談所などが機能していないという現状について直視して、管理ではなくて、ケアの視点を持って、子供の人権を尊重してケアに当たる的の一言がここにあるといいなということとともに、34ページの取組の②のところに早期発見とあって、「虐待に関する通告を徹底し、児童相談所や子供家庭支援センターの体制を強化する」とあるのですが、実際には今は通告してもなかなか動いてもらえないという実態

がありまして、なので、ここを例えば、「虐待に関する通告のあった子供の安全確保と状況改善を徹底する」とか、そういうもうちょっと具体的な一言を入れると、区市町村の人たちもそう改善に努めてもらえるのではないかと思うことと、あとそういう児童相談所の一時保護所の中、そこに入れば、その後の支援は先ほど充実しているという話がありましたけれども、正直そこでは、100%を超える入居者数があるということも事実としてあると思うので、例えばこの現状・課題の2番目のところに、都内では、そういう虐待の対応が東京都では5,414件、区市町村では9,479件とあるところなどに関連して、「一時保護所では、100%を超えるような入居状態があったりするのだ」ということをせめて書くとか、そうして改善に向けてそういう事実をちゃんと書くということがネットワーク云々の前にまず必要なのではないかということをおもいました。

もちろんネットワークもとても大事なことだとは思っています。

○古賀部会長 どうぞ。

○稲葉青少年対策担当部長 この点に関しましては、確かに例えば夜間に通告をされたときに行けるかということに関しては、児童相談所は夜間の窓口といたしますか、電話で通告対応する窓口を持っておりますが、当然のことながら昼間と同じ体制を敷いているわけではございませんので、即時的に行くことはできないと。

児童虐待の通告は48時間以内の児童の現認を義務づけられておりますが、昼間通告されても、場合によっては現認が翌日以降になってしまうこともあるかと思えます。

ただ、当然のことながら、非常に緊急度が高いもの、これは警察も今は通告をすれば向かっていただけるというような体制をとっておりますので、通告先は必ずしも児相だけではないと。

やはり時間帯によって、稼働しているいろいろな体制を活用しながら、そこはカバーしていかなくてはいけないのかと。そういう意味では、ひところに比べては、警察も通告をしてくださいというようなポスターを駅などで見かけることもありますので、そういう対応もしています。

それから、一時保護所の充実のあたりについては、社会的養護の計画が出た中で、先ほどもちょっとご紹介をしたのですが、一時保護所の充実ということで、倍に増やすわけではありませんけれども、施設の増員も必要であるし、また、体制の充実も必要であるという方向性は出ております。

いずれにしても総体の中でやっていくので、計画的に進めていかなければならない部分で、

急にというのは難しいかもしれませんが、職員の専門性の向上であるとか、そのあたりにも取り組むというような計画は出ています。例えば、家庭的養護を充実していこうとか、具体的にそのあたりも踏まえた計画の内容があるので、その辺の記載も含めて書いた上で、もうちょっと問題を明らかにしてほしいということであれば、そのようにいたします。今の私語禁止であるとか、そういうルールについては、混合処遇という形で、非行の子供もそれから虐待の子供も一緒に生活する中で、確かに時期的に非常に子供が多いと、いろいろな子供が同室で生活することになりますので、いろいろな形での禁止事項というよりも、やはり一緒に生活するがゆえに守らなければいけないルールが一定程度あるのかなと考えております。

一時保護所というのは、子供を守るための施設であって、決して縛っておくための施設ではないと。安全を確保するために保護をして入所する施設です。もちろんその中で子供がいろいろな意味で外の世界とは違いますので、窮屈さとかストレスというのは本当に感じるものなのだろうと思っておりますが、そこをどう解消していくかというのは、やはり社会的養護を充実していく中で、所管局として検討を進めていくところなのかと思っております。その辺のあたりが少し理解されるように取組を記載していますが、なおというところはあるかと思えます。

また、ここの社会的養護の充実でいえるのは、家庭的養護、少しでも家庭的な養育に、時間をかけてですけれどももっと移行していくことで、今よりは施設で育つよりも、家庭的な雰囲気の中で育つということが少しずつ施設の中でも確保されていくだろうと思えます。

ここでも、やはり年齢を超えて支援をしていかななくてはいけない部分が非常に大きな課題です。それは児相の対象年齢の問題と同じなのですが、そこはちょっとわかるような形で問題を示すというか。

あとは、今、子供家庭支援センターも、区市町村も、いわゆる児童虐待の対応の窓口という明確な位置づけが法的にもございますので、その辺のあたりを踏まえて、どう連携していくか。やはり、身近な区市町村だったらすぐ見に行けるところを、児相は管轄地域も11区市町村ぐらい持っているところもありますので、その辺の役割分担を区市町村と都でやっていく中で、どうやって体制を充実していくかというのが非常に課題だとは思われます。その辺をこの限られたページの中で、どこまで書くかというのがありますが、社会的養護が充実していく方向にありますとか、児相としても虐待の問題は非常に大きいので、こういう部分に

については、充実をしていますが、なお、いろいろな意味で充実していただきたいところを少し書き足せばいいかなと思っています。

個別施策の中で、その辺は少し充実します。

○仁藤委員 わかりました。

やはり、具体的にそういう窓口としての機能が、ちゃんと機能するように、そういうものが下りるように、何となく保護した後、その後、幸せな道をつくっていきみたいなことで終わらないようにしてほしいなということと、あと100%を超えている入居者数があるというようなこととか、いっぱい収容して大変だというような実態は数でも出せることだと思うので、そういうことに関しては、前に現状の部分に掲載していただけますか。

○稲葉青少年対策担当部長 データ等を確認しまして、あるようであれば、検討したいかと思っています。

○古賀部会長 では山本委員。

○山本委員 ごめんなさい。今、ちょうど児童虐待と社会的養護の問題が部長からの説明があったので、1点。

34ページ、36ページと関連するのですけれども、やはり、虐待防止という観点から言いますと、児童虐待で命を落としている子供のほとんどが、一番多いのが0歳児ということで、特に24時間以内に生まれてから命を落としているというところを見ますと、34ページ、「未然防止」の取組のところにあるのですけれども、妊娠、出産、育児期の家庭は悩みを抱えていて、「家庭に適切な支援を行い」と書いてあるのですけれども、実は家庭とかを持っていないで、10代の妊娠ですとか、何かしら家庭までまだ行っていない方への支援というのが欠けていて、その虐待した母親の原因のところを見ると、望まない妊娠とかというものがあったりというようなことを考えると、家庭に適切な支援だけでいいのか、それとも助成とか、そういった相談という窓口を東京都も持っていますので、そういったことを少し意識して書いていただけるといいのかなと思います。

あと、あわせてなののですけれども、36ページ、「社会的養護体制の充実」というところで、先日、部長からも家庭的な環境での養育というところの中に里親というものも意識しているとおっしゃっていたのですけれども、やはり2011年に厚生労働省からも里親ガイドラインが出されて、里親委託優先の原則があるのですけれども、東京都もそれが里親委託というのが進んでいないという現状があるので、できれば、現状のところでも里親委託率ですとか、そう

いったデータも出していただきながら、そちらの方向へ進むということがあるのであれば、そういったことも示していただければ、家庭的な環境、ファミリーホームという6人以下の少人数でということを経済圏は進められようとしているのですけれども、やはり世界的な流れの中で、里親優先ということがあるので、里親という言葉を入れていただいて、こういった考え方が優先されるのだということを示すということがその各市区町村に下りていったときにも、そういった考えがあるのだということで大切なのではないかと思います、いかがでしょうか。

○稲葉青少年対策担当部長 家庭的養護の推進につきましては、社会的養護の方の計画の中で、もちろんちょっと時間はかかりますが、将来的にはおおむねいわゆる施設と家庭的養護という区分で考えて、都の場合には、今、おっしゃっていただいたいいわゆるファミリーホームとかグループホーム、これも家庭的養護のカウント中に入れるという前提ですが、全体の6割を家庭的養護にしていこうというような目標を立てて、つい最近ですけれども、計画を策定し発表されております。その辺のあたりの計画の中身を、そういうような方向性をもって充実していくというような記載はできるかと思います。

それから、先ほどのむしろ大きい子供ももっと虐待の対象になっていますということは、年齢別の被虐待児の状況とかのデータがあると思いますので、お示しできるのではないかと考えております。もちろん何も抵抗ができない0歳児というのは非常にリスクが高い年代層ではありますので、その辺のあたりも年代別に示せるデータがあれば、ちょっと探してみようかと考えております。あとは国のほうの死亡検証部会などでも、やはり0歳児の問題は非常に出ておりますので、ちょっとその辺のあたりの課題をどこまでここに盛り込むかという問題はありますが、問題認識として、情報提供できる部分はあるのではないかと考えています。

○山本委員 ありがとうございます。ぜひ、家庭的養護でファミリーホームという、今、本当に施設から里親、家庭へということが世界的にも進められている中で、厚生労働省もそうやって言っているのです、ぜひ「里親」ということを一言触れていただくという視点で、家庭的な環境というものを、どうしても東京都が出していて、ファミリーホーム、6人以下だったらいいだろうというのですけれども、やはり、親に勝る愛着障害の問題も指摘されていますので、ぜひ「里親委託優先の中で、里親に委託することを含めて」とか、何かそういった言葉を入れていただくということをぜひ検討していただきたいと思います。

○古賀部会長 ほかにもいかがでしょうか。

今のは多様な受け皿ということだと思いますね。そういう施策的なところではどうでしょうか。

ほかに。寺崎先生、どうぞ。

○寺崎委員 2点ばかり。1点は、もう既に出ていたことなのですからけれども、基本方針Ⅱの22ページの発達段階ごとに生じるさまざまな問題のうち、本計画においては以下の課題をということで、例えば虐待などというのは、小学生、中学生でも多く見られます。現実に学校の中でさまざまな課題になっているわけです。

それからもう一つ、発達障害も、小学校、つまり学校に上がってからのほうが、むしろ子供たちが困難を抱えるという状況。大学に行ってからがむしろ心配がある。小さいときはみんなが相手をしているけれども、大学に行くと放り出されてしまって、そちらのほうが問題になるようなことも多いわけです。

ですから、そういうことを考えると、入れておくべきだと思います。それから中学生のところの非行などというのは、小学校のところで始まりが出るわけですから、やはりそれも入れておくべきではないかということをおもいました。

それから2点目は、個別の課題ごとの取組の中で、特に取組のところ、教員の研修を悉皆研修でもっとしっかりやるということを打ち出しておく必要があるかと思います。

最近、東京都などでは、若い教員がどんどん増えてきています。先生は皆さんおわかりだと思いますけれども、どちらかといえば、いい子と言われる者がなっているわけです。

ですからそういう状況というのをよく知らない。大学で学んで頭ではわかっているけれども、実態は知らない、対応の仕方もわからないということがありますから、悉皆でしかも繰り返し研修しないと、見えてこないのではないかと思います。

そういう意味で、このいじめ・暴力行為だとか、不登校のことだとか、発達障害のあたりのところには、やはり「研修をきちんと繰り返し行うように」というようなことを入れておくべきだろうと思います。教育委員会が予算措置をして研修を充実する必要があります。

そういう点は、ここにしっかり書いておくことによって、やってくれるということが期待できるので、ぜひ入れておいて欲しいと思います。

以上です。

○古賀部会長 どうぞ。

○川村委員 虐待対策のところに戻ってしまいますけれども、先ほど仁藤委員の意見に対して、部長のほうからお答えがありました、やはり問題意識として仁藤委員と同じなのですが、児童相談所あるいは児童相談所の中の一時保護所の現状の、問題ということをきちんと明記した上で、取組には、取り組んでいないから書けないというのが東京都の現在のスタンスだから書けないということなのでしょうか。

そうだとすると、この部会としてそれでいいのかどうかということは、問題だと思います。

書くとすれば、社会的養護の中に、乳児院・養護施設などについては書いていますということでしたが、いきなり乳児院、養護施設に入るわけではなくて、一時保護がかむわけですから、広く社会的養護の中に「一時保護所の問題、充実」ということも書いてもいいはずで、それが書けないということだと、それはそれで問題だと思います。一時保護所の充実ということは、物的にも、人的にも、質的にも、量的にもということが必要かと思います。

そして、先ほどその早期発見・早期対応というところで、通告窓口は多くありますということで、24時間対応していますということでしたが、警察に通告をしても、結局保護できるのは一時保護所しかないわけですから、一時保護所の受け皿がないとだめだし、その一時保護所に保護できるのは児童相談所しか権限がないわけですから、児童相談所が動いていなければ保護できないので、窓口ばかり、通告先ばかり増やしても、通告されたほうは困るし、通告された子どもたちの安全は確保されないというのが現状だと思いますので、その問題意識が現状課題というところにはないのは問題だと思います。

市区町村が一時的な通告窓口になったとおっしゃいましたけれども、通告された市区町村は、一時保護権限も一時保護所も持っていないわけですから、それを児童相談所に保護してくれと言っても、すぐに保護してくれないというのが実態としてかなりあって困っているという声を、市区町村の側からはしばしば聞くところです。

そして、私たちの実感としても、先ほど緊急性がある子はすぐ動いていますということで、恐らく緊急性があるかどうかというところの認識が、多分、ずれていて、命を失い、そうな子を緊急性があると考えておられるのかもしれませんが、今晚、居場所がない思春期の子どもたちというのも、本来は保護の緊急性があるわけで、そういう子どもたちをすぐに保護できるような体制になっていない、また、そういう保護所も十分足りていないし、また、私のプレゼンのときにも申し上げましたけれども、そういう一時保護所が子どもたちが安心して行ける場所ではないがために、子どもたちが拒否してしまっているというような、先ほ

どおっしゃったようなルールなども、今後、処遇の中で作らざるを得ないという、そのこと自体が問題です。子どもたちが安心して保護されるような一時保護所を作っていくということが本来必要なはずですから、そのあたりが課題として全く書かれていないということは問題だと思います。

○古賀部会長 ちょっとこの問題だけに長い時間を割くということが、大変大事な問題だということはあるのですが、同じ形でやっていくということになりますと、時間的にも厳しいので、今のお話は大変大事だというのはわかるのですが、先ほどご回答があった部分との重なりもありますので、簡単に、手短にお願いします。

○稲葉青少年対策担当部長 一時保護所の整備に関しては、社会的養護の計画の中にも入っておりますので、そこは社会的養護の充実の中で記載をしたいかと思っております。

1つは、ここに現状と課題をそれぞれの項目に書くときに、必ずしも今の施策のここが問題だということを書くのは非常に難しいと。要は子供・若者がどういう困難を抱えているかということにむしろ焦点を当てて、今後そこをどうしていくかというような形での課題の出し方をしたいとこちらとしては考えております。今、おっしゃっていただいたような問題というのは、所管である福祉保健局のほうで、個別施策の中できちんと考えて対応していくべきところなのかと。我々のここの部分の困難を抱えるというところは、支援のネットワークをつくるために、どういうターゲットがあるのだろうかということの題材という趣旨もありますので、なかなか個別施策の方の課題まで全て書き切るというような形は難しいと考えております。

○古賀部会長 どうでしょうか。いろいろあるかと思えますけれども。

どうぞ。

○坪井委員 ネットワークづくりの関係で発言させてください。

この間の会議のときに、どのようなネットワークが本当に支援になるのかという議論をしたと思うのですが、今日出ているところには、その議論が余り反映されていない。今までつくられてきていた組織のあり方を書いているだけの様な気がするのですね。

やはり、今回、今、おっしゃったような子供・若者支援協議会が一体何をするのかというところを、ちゃんと言葉化していくために、例えば、今、私、全文を言えるわけではないのですが、変容する社会情勢の中で、どんな困難が出てくるか予想ができないと先ほど部長おっしゃったですね。それが大事なのだと思うのです。

つまり、この変容していく社会の情勢の中で、どんな困難を抱える子供や若者が登場するかわからない時代に、その子供・若者が生きていけるような支援をするための協議会なのだろうと思うのですね。

それは、この問題とこの問題とこの問題と多分言えない。虐待と貧困と就労とひきこもりとみんな抱えてしまっているかもしれないのです。

その個別の出てくる問題というのが何になるか、相談を受けるほうは、ある意味想定できないぐらいの情勢の中で、それでも出てくる若者や子供をひとりぼっちにしないで、ちゃんと個別に地域で受けとめよう。そして相談を受けた人が、ひとりぼっちでその人を支援するのは不可能なので、そこで、日ごろから構成しているネットワークの中で、この困難な人を支援をしていくということができるようにならなければならないという、そういうための協議会なのではないかと思うのですね。

だから、この子若が子若であるための協議会の理念をそうしたところにきちんと位置づける。それをやるためには、まず個別に相談に来た人たちが生きていけるようにしなければならないという個別相談を中心に置かなければ意味がないと思っているのです。政策を幾らつくっても、だから、その人がいろいろな機関に相談に来る。相談機関を一つの窓口にする。無理だと思っているのです。だから、教育委員会に来たり、福祉事務所に来たり、児相に来たり、子家センに来たり、いろいろなところへ来るのだけれども、それを受けた人が、自分のところではどうにもならないということを早くギブアップして、そして、いつもやっているあのネットワークの人たちに声をかけようとして、日ごろから顔をつないでいる人たちの間のネットワークというのは本当に動くのですよね。

だから、そういうネットワークが構築されていることが支援につながると。そういうネットワークづくりをしろというようなことを都は言ってほしい。

そのためには、個別な事案をもちろん各機関がそれぞれが何をしているかということをお互いに学び合うことが必要だという。

そして、特定ケースがなかったとしても、ケース会議のようなものをつくって学習し合う、こういう事件があったらこう動けるよねというようなことの研究学習を常にネットワークを、重ねて行って、顔が見える、それこそネットワークになっておく。そうすると、個別事案が来たときに、どうしようと相談ができるのですよというような道筋を立ててあげる。

それとか、連絡調整というのは1人の人がやるという、どこの相談機関があっても誰が声

を叫んでもいいのだよみたいな、そういうような例えば枠組みをつくっておいてあげるとか、そのどういうものが実際にうまくいくのかなということの枠組みというのですか、そこまで言ってあげてほしい。

それから、切れ目のないと言ってしまうと、どこでも使われている言葉になってしまうのですけれども、実際にはその人が本当にもう大丈夫です、私、1人でやっていけますとなるまでが必要なのであって、そこまで根気よく相談につき合っていかなければならないということも必要なわけですね。本当に切れ目のない部分ですね。

だから、そのこの1つ1つ、その人が本当に自分で1人でやっていける、しばらくは相談に来なくて大丈夫ですとなるまで、きちんと伴走し続けることが必要ですとか、とにかく見捨てないという覚悟が相談機関には必要ですとか、そういうような何か相談機関、ネットワークをつくっていくときの、みんながそうか、そうやればいいのかみたいなマニュアルとは言わないけれども、理念といいますか、そういうものをここへ出していただければなという気がするのです。

○古賀部会長 いかがでしょうか。

内閣府では、機能的な連携ということで、大分議論したところなのですね。

ですから、1つの問題を解決するという事例を挙げていって、今のようなことをリアルにイメージしていただくと。例えば、虐待を例にしてそうやってみるとかということをやっていく必要があるという議論はしたのですが、余り実際の最後の報告のところできれいに書いているわけではないので、都としてどうでしょう。

○稲葉青少年対策担当部長 1つは、今、おっしゃったようなマニュアルというのは、今後つくっていくべきものなのだろうと。今、明確にこの支援協議会のターゲットはここであるところも正直なところまだ不確定なところもありますので、ここに載ってくるのはどういう方だろうかというところを、まず、そこをしっかりと共通認識しないと、区市町村も必要な施策はどこに打つべきというところがなかなか見えてこないで、まずは困難がありますよねという事例を並べながら、やはり1つの課題だけではなくて輻輳していますよねと。あるいは実はこれは同じ問題ではないですかというところにたどり着くような、いろいろな意味での支援のあり方とか体制を考えていかないと。本当は我々もこの支援ネットワークは必要ですというだけではなく、こういう点からこういう支援をするためにということはぜひ書きたいなと思っていますので、その辺は逆にお知恵をいただいて、こういう表現を使って方

向性をきちんと示してほしいということがあれば、検討したいと思っています。

それが、都として支援協議会は、こういう目的でこういう意義があるから設置してくださいと区市町村のほうにお願いをするときにも、重要になるのかなと考えています。

○坪井委員 ただ、そのときにちょっと私が気になるのは、この協議会に当てはまる事案は何でしょうかともし言うのだとすると、こぼれ落ちてしまう子が出てきてしまうということなのですね。どんな困難であるかわからないと。

今、生きられないと言ってきた子供・若者。確かにそれはここに行けばいいとわかる支援はそこがやればいいと思うのです。教育委員会がやればいいのか、児童相談所がやればいいのかというのはあるかもしれないのですけれども、そうではない、この社会の情勢の中で、どこがどう動けばいいかわからない困難を抱えた子供たちが出てきている。だから、その子供や若者誰でもこの社会で生きていけるようにするのがこの法律なのですが、それはもちろんこういう具体例を出してもいいですね。出すべきなのですから、それに典型的に当てはまらないからうちの協議会はそれをできませんと言ってしまったら、この協議会の意味がないということなのです。

そこが、おっしゃっている意味は多分同じだと思うのですけれども、私が言いたいのは、どんな困難がきても捨てないでくださいと。この協議会の対象ではありませんと言っけけないと、そこが肝なのではないかという、そこを申し上げたいです。

○稲葉青少年対策担当部長 恐らく、このネットワークの見方は2つあって、明確にほかのところではなかなか対応できないので、ここでという部分と、それからどちらかという、まずはここで。ただ、個別の支援でいけそうだとするならばそちらへというような流れもあるかと思しますので、その両方で対応していくネットワークなのかなと考えておりますので、支援の対象者というのは、ある程度明確にはしたいのですが、それだけという考え方ではありませんので、そこは共通理解できると考えております。

○古賀部会長 いかがでしょうか。ほかにまだご発言のない先生方、いかがでしょうか。

ぜひ、どうですか。

では土井先生、ありますか。

○土井委員 済みません。ほかに発言があれば優先していただいて構わないのですけれども、ちょっと手が挙がらなかったのも、まだ戻って申しわけないのですけれども、前半のほうに戻って申しわけないのですが、ちょっと文言でやはりどうしても指摘をさせていただきたい

点があるので、ちょっと何点か指摘をさせていただきたいのですが、字面の問題といえば字面の問題なのですけれども、やはり字面には、思想が反映するので、やはり言うておきたいと思うのですけれども、特に最初の5ページの「施策推進の視点」というところは最初に来るので、重要なところなので、やはり目につきやすいので、ちょっとやはり文言に気を付けていただきたいなという気がするのですね。

例えば、視点の2の中黒の2つ目の真ん中に「子供・若者のライフサイクルの見通し」というものがあります。

これは前回、私が多様性の時代に、ライフサイクルという言葉はそぐわないので、ライフコースに変えてくれと申し上げて、前はライフコースに変わっていたと思うのですけれども、今回、またライフサイクルに戻っているのですけれども、これはどういったいきさつでライフサイクルに戻されたのか、少しご説明をいただきたいのがまず1点です。

それから2つ目は、その視点3の中黒の3つ目なのです。「次代の子供・若者を育てていくのは、親や大人の責任です」と書いてあるのですけれども、わかるのですけれども、最初に親が来るとやはり違和感があるのですね。やはり親の責任だと言われることが、いわゆる自己責任論につながってしまって、親を追い込めていくので、ここは私はもう「社会の責任です」と言ったほうが、後の言葉とも合うのではないかと思います。我々1人1人社会の責任として役割と責任を自覚して来るので、ここは親ではなくて、やはり社会の責任と私個人は言ってもらいたい気がするのですけれども、その点について、ちょっとご意見をお伺いしたいですね。

あともう一点、これはどうでもいいことなのですけれども、先ほどから何回か出ていたので、発達障害の問題なのですけれども、今、既存の法にのっとって書かれているので、アスペルガーという言葉が出ていますけれども、今度、新しくつくられたDSM-Vではアスペルガーは消えましたよね。じきに何かこれは日本に当然反映してくるはずで、そうすると、この計画案自体はこれから数年間生き残っていかないといけないので、今、ここで「アスペルガー」という言葉を載せておくと、ちょっと数年後に見たときに、ちょっと時代遅れという感じはしないだろうかという危惧があるので、そこはちょっと確認をさせていただきたいと思います。

○稲葉青少年対策担当部長 まず、文言のところですが、ライフコースとかライフサイクルとかライフステージとか、この辺のあたりの文言については、全体をもう一回整理する中で特

段意図があつて変えたわけではありませんので、漏れてしまった部分なのかなと思いますので、もう一回検討し直して、使う文言を、ほかの委員にこだわりがなければ、先生とご相談をさせていただきたいと思っています。

それから、親の責任ですというのは、ある意味極端に言うと、これは教育基本法にも書いてある第一義的責任ですよというところ、ただ、そこで親だけに責任を負わせるということではないというところのご理解はいただきたいと。

そういう意味で、この親をどう支援していくか、今、結構子育て支援という、結構小さい子供を育てている親の支援というのは、社会全体で育てましょうというところがあるのですが、やはりだんだん子供というか、若者層になってきたときまで、この社会全体で支援していくかという部分がないので、そこは当然そういう考え方のもとにニート、ひきこもりであっても、社会全体でやはりいろいろな形で支援していくことが必要だというところのコンセンサスをとらないと、この計画はもともと成り立たないものだという認識はあります。

ただ、ここはやはり、親の責任というのも決してないわけではなくて、ただそこだけでやれない時代ですというところを理解した上で後ろのほうで施策を拾っているつもりではありません。

○土井委員 そのためには、むしろここは親の責任と書かないほうがいいのではないかと思うのですけれども、つまり、親の責任だから社会は知らないよと読めてしまうので、むしろ、社会の責任だからこそ、親の支援をしないといけないわけですよ。社会の側が。なぜ、我々が親の支援をするのか。それは社会の責任だからですよ。

それを、親の責任ですとまず最初に言ってしまうと、親の責任だから社会の支援はある程度限られたものでいいのではないかと逆にとられはしないだろうかとは私は危惧を感じるのですね。

○稲葉青少年対策担当部長 実はここは「こころの東京革命」の考え方でもありまして、当本部のほうの所管なのですけれども、ここの考え方というのは、やはり、子供というのは必然的に幼い頃は家庭で育つというのがあります。もちろん、データや何かでもお示しするかもしれませんが、当然のことながら、3歳を超えて幼稚園に入れば、随分、保育園、幼稚園の子供が増えるのですけれども、やはり、0歳児ですと、大方9割ぐらい、今は9割はいないかもしれませんが、家庭の中にいるということを考えると、やはりそこでの養育と申しますか、発達段階における最初の段階は結構大事ですということがあると。やはり、

親の責任は決してなくならないと。ただ、そこを親だけでは難しいということで、ここは重層的に支えましょうという視点でこの項目は入れているというところでご理解いただけるかなというところでは。

○古賀部会長 ちょっと一旦引き受けて。1回ここで止めさせていただきますか。

文言については、もう一回、ヒアリング等でもう一回確認していただいて、やっていただきたいのです。というのはもう時間がございまして、もちろん皆さん方の精力的なご議論で大変重要なのですけれども、なかなかこういう1つ1つのことをこれからやっていくというのは時間的に無理という感じでございまして、まだご発言のない先生方、ここはというところで。

そうですね、峯岸先生、ぜひ最後に。

○峯岸委員 済みません。なかなか活発な議論で口を挟めなくて済みませんでした。

まず、そのネットワークづくりというか、子供・若者支援地域協議会と確かに前回の終わりのところでご議論もしたと思うのですけれども、本当に坪井先生のおっしゃるとおり、これだという事例はないと思いますので、このネットワーク、前回も私もお話をしたと思うのですけれども、幹事会的というか、年に何回だけ合わせてやって、そのほかにその下で実際に実働幹事会とか実働部隊とか、そういうところで動く形がいいのか、あるいは本当にこれが年に何回もあって、毎月毎月開催して何かやるという、そういう形をイメージしているのか、そういうところをはっきりと打ち出すという形がやはり必要であるかなと。そこにおいて、ケースにおいては必要に応じていろいろな団体をどんどん仲間に引き入れていくと。そういうところで柔軟な姿勢を示してこうやってくださいという形でやるのがいいのかなというのがずっと前回からも思っていましたので、それをお話しさせていただくと、それとは別に先ほどの基本方針のⅡの6の「非行・犯罪に陥った子供・若者への支援」ということであるのですけれども、実際にこうした形ということであれば、この間も川崎の事件とか、先般ではつい最近、愛知の事件ということで、学校を離れて地域でいじめをしたりとか、そういうところを発見する、そういうネットワークというか、そういうものも発見するようなどいうことで体制も急務だと言われているので、そういうところも打ち出した形、例えば、ついせんだって文科省がやはりアンケートというか、学校に緊急調査をしたというところで、5日以上学校に来なくて、連絡がとれない家庭は子供が何人いてとか、そういう情報もとって緊急対策でやったところではあったのですけれども、また、愛知でこういう事象もあつた

という部分もあるので、そういうところの実際に予備軍的なところも含めて対策をとって、そういう部分も入れるような、そういうところもしてもらえればなどは思いますので、よろしくをお願いします。

○古賀部会長 それでは、一旦ここまでで今日の話し合いを終えることにしていきたいと思えます。

最後に、加藤先生のほうから一言いただければと思います。

○加藤副会長 本当にいろいろな議論を私は聞いていながら、ああそういう問題があるかなといろいろな勉強をさせていただきましてありがとうございました。

先ほど、坪井委員が言われたように、どんな問題が出てくるかわからないというのは、大変な重要な今の物事を見る視点だと思いますので、ぜひこの若者支援の中に全体として柔軟に物事に対応していくという視点ですか、従来のカテゴリーで考えるという、これはひきこもりで、これはあれでこれで虐待でという、その従来のカテゴリーを超えて、ときには新しいカテゴリーをつくりながら、全体としてとにかく柔軟な姿勢で若者支援、支援という言葉が先ほど問題だと言われたらそのとおりだと思うのですが、要するに子供とか若者に対して、我々は柔軟な姿勢で臨まなければならないというようなことが全体の中で書くのに必要かなというようなことを感じました。

以上です。

○古賀部会長 どうもありがとうございました。

事務局のほうも、非常に大急ぎでこの計画をつくってございまして、また、我々のほうも大急ぎで読んで対応しているということで、この後、またフォローアップといいますか、そういう作業を事務局のほうで考えていただきたいなど。

それから、今日途中でもっとお話されたい方がいたのに、途中で止めまして申しわけございません、時間的なものが非常に限られてございまして、ここでおわびしておきます。

それでは、事務局のほうから、ご連絡をお願いいたします。

○野村青少年課長 本日はどうもありがとうございました。

本日いただきました意見も含めてでも結構でございますけれども、1週間、非常に短くて大変申しわけないのですけれども、1週間後までにご意見を再度いただけましたらと考えて、本日、まだ恐らく読んでいただくのに十分な時間もこちらでご用意できませんでしたので、1週間をめどにいただければと思っております。

できれば、皆様、それぞれの専門のお立場から、具体的な対案と申しますか、例えば、この文言を検討するというのではなくて、こういう形に書きかえるとか、そういただけますと、こちらとしましても、非常に、その後作業が進捗すると思いますので、よろしく願いいたします。

また、先ほど専門部会長からヒアリングというようなお話もございましたけれども、またそのあたりにつきましては、部会長とご相談させていただきまして、早急に今後の進め方等につきましては、ご連絡させていただきたいと考えております。

お送りしたのは、PDFの形でお送りしていると思います。もし、例えば、上書きという形なり添削モードのご希望等がございましたら、おっしゃっていただければ必要なデータをお送りいたしますので、よろしく願いいたします。それもメールで結構です。よろしく願いいたします。

それと、寺崎先生が所属して先ほど休憩中におられます研究所の教育展望5月号と6月号をいただきましたので、資料提供ということでお配りさせていただいております。

また、2枚冒頭からチラシを置かせていただいておりますけれども、本部の非行とひきこもりの関係のイベントのご案内でございます。もしお知り合い等でもご関心おありの方がいらっしゃいましたら、ぜひ積極的にお越しいただきますよう、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○古賀部会長 どうもありがとうございました。

基本的には、こういった協議会の議論というのはこの会で最後ということに予定としてはなっているのですが、事務局のほうでまた検討してご連絡をいただけるということですので、基本的にはこれで最後になるかとは思いますが、1週間程度の中で、皆さんにご意見を出していただくということで、非常にテンポの早い話になっておりますが、よろしく願いいたします。

今、傍聴の皆さんのほうに資料2というものをお渡ししているのですが、これは子供・若者計画の（案）ということでございまして、まだ公に示せるものになっておりませんので、大変申しわけございませんが、机上に残してお帰りいただけるようお願いしたいと思っております。

それでは、これを持ちまして、第6回の専門部会を閉会させていただきます。

本当に長い時間、ありがとうございました。

午後 8 時22分閉会